

日本の死刑制度について考える懇話会
(第10回)
議事録

1 日 時 2024年9月11日(水) 16時00分～20時00分

2 場 所 弁護士会館2階講堂クレオA

3 出席者

(委員)

井田 良 座長、笹倉 香奈 座長代行、井田 香奈子 委員、岡野 貞彦 委員、片山 徒有 委員、
金高 雅仁 委員、神津 里季生 委員、坂上 香 委員、佐藤 大介 委員、戸松 義晴 委員、
中本 和洋 委員、林 眞琴 委員、藤本 哲也 委員

(事務局)

川村 百合 事務局長、大槻 展子 事務局員、船澤 弘行 事務局員

4 議 題

(1) 提言とりまとめに向けた意見交換

(2) その他

5 議 事

次のとおり。

議 事

●川村事務局長 お待たせいたしました。まだご出席予定の方が全員揃ってはいませんが、定刻ですので、「日本の死刑制度について考える懇話会」第10回の会議をこれから開催いたします。本日も暑い中、またお忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。振り返ってみれば、まだ寒い時期に立ち上がったこの懇話会ですけれども、いよいよ大詰めの議論をしていただく日がやってまいりました。事前にご案内しておりますとおり、本日は、4時から8時まで時間を取っておりますが、6時半までしか出席できないという委員の方もいらっしゃると思いますので、いったん6時半を境に休憩して、軽食を召し上がっていただいてから、その先を続けていただこうと思っております。

本日ですが、西村委員と平沢委員からは欠席と承っております。それ以外はまだこれからいらっしゃるかと思います。

資料ですけれども、資料1から4までありますが、資料1は、枝番資料1-1と1-2となっておりますが、これは委員限りということで傍聴の方にはお配りしておりません。ご了承ください。資料2から資料4までは、委員の方々から事前にペーパーで意見をお出ししていただいた方の分を配布しております。

では、ここからは座長に進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(1) 提言とりまとめに向けた意見交換

●井田座長 こんにちは。それでは、日本の死刑制度について考える懇話会第10回の会議を始めたいと思います。委員の皆様、また関係者の皆様には、ご多忙中のところ、本日もご出席いただき、誠にありがとうございます。今日は長丁場になるかと思いますが、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。本日はもっぱら委員の間で提言取りまとめに向けた意見交換を行うことが予定されています。今日のために神津委員からは、いち早くご意見をまとめた詳細なペーパーをいただきましたし、中本委員、そして佐藤委員からも、詳細かつ具体的な意見をいただいております。本来は、私のほうでもっと早い段階から今日の意見集約に向けて少し準備を行って、委員の皆様にも具体的なお願いをすれば良かったかと思うのですが、この場でぶっつけ本番に近いことになり、大変申し訳なく思っております。

まず、今日の議事の進め方についてご提案申し上げます。次のように進めていってはいかがかと考えております。来月には、名称が提言となるのか、意見書となるのか、最終報告となるのか、その点についてもご相談しなければいけませんが、具体的な提言を含んだ文書を公表することになるかと思っております。その文書に含まれる提言ないし意見の内容につきまして、少なくともその方向づけにつき、ここで具体化できれば、と考えております。もちろん最終的な文書全体の内容、個々の文章や文言については、委員にご意見をお伺いし、修正を繰り返して最終的なものに近づけていくほかないと思っておりますけれども、基本的なところについては、もちろんできましたら個別の部分についても、今日ここで相当程度決めることができれば、と考えている次第です。

そして、ここからは、私のイメージにすぎません。もしそれは違うということがあれば、ぜひご指摘いただきたいのですが、次のように考えております。最終的な文書のいわば心臓の部分、

一番中心的な部分に提言があります。その提言がどういう内容のものかということです。私のイメージでは、その提言は、おそらく3つの部分から構成されるのではないかと考えられます。

まず、第1の構成部分は、それは短いものであっても良いし、長ければもちろん長いものであればあるほど素晴らしいですけれども、方向性ないしは基本的な認識について述べる部分です。実は、これは第7回の会議で神津委員が提案されて、その時には具体的に何とおっしゃいましたか、全体を貫くような総論みたいなものがあつたほうが良いということをおっしゃったと記憶しております。私もそのとおりかと考えます。それは全員一致でこうだということでは何らかの文章、もちろん長いものであれば素晴らしいけれども、なかなかそれが難しければ、2行でも3行でも良いと思うのですが、基本的な方針ないしは方向性、基本的認識を示すような文章がそこにあることが望ましい。全員一致でそれを述べることができれば良いのではないかと考えるのです。

その部分の候補になるものにつきましては、今日提出された何人かの委員のペーパーを拝見してもそこにも含まれているように思われます。そこは議論しなければいけませんけれども、個別の文言を含めて、本日ご提案いただいて、合意に達することができればとまず考えております。

次に、第2の構成部分があるとすれば、具体的な提言の部分であり、これについては、この懇話会の席上でも、複数の委員がそういうことはおっしゃられましたし、また、私も中間まとめの時に網掛けの部分ではありますが、示唆させていただいたものです。つまり個別の文言はともかく、国会の中に、あるいは内閣の下に検討のための会議体を設置して、現状の死刑制度の問題点を調査し、そしてまた存廃の検討を含めて改革、改善のための具体的な検討を行うことを提言するというものです。この点についても、個別のご意見があると思いますので、後ほど、是非お聞かせいただければと思います。それもやはり全員一致でないで困る部分でありますので、この場で文言を含めて合意が形成できればと考えております。

そして、第3の構成部分でありますけれども、もし以上だけにとどまるとすると、非常にスカスカなものになってしまいかねません。藤本委員が、中間まとめについてのご意見をいただいた時に、それは別の会議に投げただけにすぎないんじゃないかということをご指摘になりました。たしかに、別の会議体に投げたというだけでは、10回も会議やってきて、いったい何を検討してきたんだということにもなりかねませんので、もう一歩進んだ具体的な提案が必要ではないかと考えられるのです。

つまり、後に設置されるべき会議体において、この論点については是非こういう方向で検討していただきたいというような形で具体的な提案をしたり、また、この点をめぐって意見の分かれるところでは、こういう考え方とこういう考え方が可能であるが、その会議体においてきちんと検討して結論を出してほしい、というような形の内容の提案というものが3つ目の構成部分として入ってくるのではないかと考えられます。どういう具体的な提案がここで考えられるのかということでは是非ご検討いただいて、ここでご提案いただければと思います。細かな文言まではここでは確定できないと思いますが、もしおっしゃっていただければ、こちらのほうで文言をうまくまとめた上で、また皆さんに改めてご提示することもできるかと思います。そして、この具体的な提案部分については、おそらく全員一致は難しいので、例えば多数の意見はこうでしたとか、あるいはこういう意見があつたというような形であっても差し支えないのではないかと考えられます。

要するに、この第3の構成部分については、全員一致で個々の問題について提案するという必要はなく、多くの委員がこういうことを言った、あるいは一部の委員はこういうことを言った

というような形であっても、それなりのインパクトのある提言であれば、それはそれでよろしいのではないかと思います。そのための材料については、今日委員限りでお配りした私の一枚紙とそれから事務局のほうでまとめてくださったこれまでの論点を2ページにわたってまとめたものがございますので、こういうものをご参考にしていただいて、ここで検討していければと考えております。

以上、3つの部分が考えられるということで、今日はその順番に検討していくということにすれば、時間内にある程度のところまでは検討が進められるのではないかというイメージを持っております。この点については、私の意見でありますので、いやいや、それではだめだということもございましたら、この段階でおっしゃっていただければと思います。いかがでございますでしょうか。どうぞ、坂上委員。

●坂上委員 この提言の3つの柱は良いと思うんですが、その前に、もうちょっと死刑そのものについて、意見を皆さんから聞きたいなという思いもあるんですけど。

●井田座長 ご発言の趣旨は、個別の委員にお一人ずつ、これまでの懇話会を振り返って、こんなことを感じましたということを書いていただきたいと、そういうことですか。

●坂上委員 そうですね。

●井田座長 それは懇話会の最終回でお伺いすることかと考えておりました。今の段階でうかがうべきでしょうか。

●坂上委員 今の段階、早いですか。

●井田座長 どうでしょうか。

●坂上委員 疑問とかでも良いですし、皆さんへの投げ掛けなど。私は今日はちょっとまとめてこられず、中本委員、神津委員、佐藤委員のご提案も駆け足で見てきましたけれども、一つにまとめに行く前に、皆さんそれぞれの一人一人の意見が聞きたいなというのがあるんですが、どうでしょうか。まだ全員のお立場とか、お考えがはっきり私には伝わってきていないところがあって。死刑に関してまだ廃止に向けてまで言えないだろうなというお方は、何となく推測はできるんですけど、その方からはっきり意見を聞いたわけでもありませんし、この会議体で皆さんの意見や疑問、もうちょっとこの点については話し合いたいみたいなことを、私個人は聞いてみたいというのがあるのですが。

●井田座長 それはここで、委員全員に自分は死刑制度廃止に賛成だ、反対だという形で、旗幟鮮明に立場をはっきりさせるべきだというご趣旨ではないのですね。

●坂上委員 もちろんそういうふうに言っていただければ分かりやすいと思いますが、そこまではっきり言わなくても、こういう点については自分はまだ疑問があるとか、そういうことですかね。

●井田座長 坂上委員としては、先ほど私が申し上げたような報告書ないし提言書のまとめ方には反対ですか、賛成ですか。

●坂上委員 それについては賛成です。

●井田座長 そうであるとすると、順番に検討していくうちにおのずとそれぞれの考えというのは、出てくるのではないかという気がいたしますが、いかがなものでしょうか。お一人一人指名して話していただくというよりは、その方がベターではないかと思えます。例えば誰かが意見を表明されたとき、うん、そのとおりと思う方もいれば、違うと思う方もいらっしゃいます。気持ちを代弁してくれたということで納得されている委員、あえて口に出さなくても賛成という方も

いらっしゃいますし、逆に、反対の方もいらっしゃる。もし反対の方がいれば手を挙げて反対だとおっしゃるだろうと思います。そこで、私は、別に個人個人に一人一人何か言っていただくまでの必要は、今の段階ではないような気がいたします。どうぞ、中本委員。

●中本委員 坂上委員のおっしゃることはもっともなんですが、抽象的に自分の考えだけ言っても、なかなかまとまらないのではないかと思うんですね。ですから、具体的なテーマについて、自分はこう思うというふうに言うほうが、議論は整理しやすいんじゃないかと思うんですね。座長がおっしゃったように、3つに分けて議論をする。その中で自分の考えをどんどん言っていたいて、おのずとその中でどういうのが意見になるのか。多数になるのか。あるいは反対意見もあるのか。そういうことがはっきりすると思うので、一般的に私はこう思うだけを行ったのでは、非常に議論が散漫になるような気がするんですね。やっぱりテーマを絞ってやったほうが合理的だと思う。しかも時間が6時半までしかない委員もいらっしゃるので、やはり今日がおそらく最後の実質的な討論になるので、6時半までの間は、やっぱりそういう具体的な問題点一つ一つについて、自分の意見を言い合うというのが、私は合理的だと思いますけれど。

●坂上委員 その問題点というのは、もう具体的にテーマ的には项目的に整理されているんですか。

●井田座長 先ほど私が申し上げたような3つの点について、まずどうお考えになるか。おそらく個別の項目についてのご意見というのは3番目のところに出てくると思うんですけども、まずは繰り返になりますけれども、第一に、基本的認識について、神津委員のおっしゃる全体を貫く総論的な基本的な考え方、どういう言葉でそれを表現するかというところでまずは一つ議論の必要があるでしょうし。

●坂上委員 そこまでもう行けちゃう感じですかね。そこまで、総論をみんなで考えるということまで、もう今この段階で行ける感じでしょうか、皆さん、そんな感じですか。

●井田座長 行けないとなると、どうするのでしょうか。来月には何らかの提言も発表しなければいけない段階で、まだそこは決まっていませんということではよいのでしょうか。

笹倉委員、どうぞ。

●笹倉委員 坂上さんがおっしゃることもよく分かるんですけど、①の議論をするときにおそらく各自が思っていることというのはおのずと出てくるのかなとは思うんですね。だから、そこで具体的な提言に向けて各自の意見を出し合うことでたぶん坂上さんがおっしゃっていることも解消するのかなとは思うので、とりあえず、何か具体的なものを作っていくというのはいかがなものでしょうか。

●坂上委員 了解しました。皆さんがそれで合意されるのであれば、それで結構です。

●井田座長 場合によっては、今日の最後に、もし時間が少し余ったというのであれば、各委員の心情を吐露していただくということもあるかもしれません。それでは、他に何かございますか、先ほど申し上げたような進め方で進めていくことでよろしいでしょうか。基本的に首を横に振っていらっしゃる方はいないと認識いたしましたので、ありがとうございます。そういう形で進めさせていただきたいと思います。

では、第1の部分、方向性ないし基本認識の部分、あるいは神津委員のおっしゃる全体を貫く総論的な部分でありますけれども、どういうふうな言葉、どういう書き方が良いかということで、ご意見を伺えればと思います。すでに今日ご提出の意見書の中にそれを感じさせるような文章というのはいくつも含まれている感じがいたしますので、ご提出いただいた神津委員、中本委員、

佐藤委員あたりにご発言いただけるとありがたいですが、いかがでしょうか。では中本委員、お願いします。

●中本委員 私は資料3に文書で出していますので、これを見ていただければ良いのですが、まず座長の言う、できるだけ全委員が一致する方向の総論部分をまとめたいということについては大賛成です。皆さんご承知のとおり、平成24年3月に法務省から、死刑のあり方についての勉強会の取りまとめ報告書が出されていますけれども、これはまさに民主党政権の下で、いわゆる勉強会として出されて両論併記で終わってしまって、それから先12年も経って全くこの問題について進展がなかったと、そういうことを考えると、これだけのメンバーが集まって10回にもわたって議論して、両論併記で終るようなことは避けなければならないと、このように思っています。そういう意味において、座長の総論部分をみんなで一致するものを探っていきたいということについては大賛成です。

そこで、具体的にじゃあ総論部分で何を皆さんとともに一致する部分を探るかということですが、私はまず第一に、この死刑制度廃止の方向性というものをやっぱり明らかにしてほしいと。これ具体的にすぐに直ちに廃止するということを私は言っているわけではなくて、やはりこれは現在の死刑制度は非常に問題点が多いので、これをやはり変えていく方向で検討する。そういうことがまず第一、その方向性としては明らかにする。その表現の仕方についてはいろいろありますので、これについては、皆さんの意見を聞いて、皆さんが一致する表現にはしたいとは思いますが、まず1つは、現時点で直ちにというのにはこだわりませんが、将来的には死刑を廃止する方向で皆さんが一致するというのでまとめていただきたいと思います。

それから、まずそういうふうにするためには、今この死刑の実態であるとか、課題であるとか、これはほとんど国民の皆さんに伝わっておりません。これをいかにして伝えていき、明らかにするか。こういうことを明らかにしない限りは、世論の8割がやむを得ないという、そういう数字もおそらくあまり変わらないんだと思うんですね。ですから、まずは2番目はやはりこういう実態とか課題を国民各界各層に明らかにしていくということを我々は主張すべきではないかと。具体的なやり方はいろいろありますが、そういうことをまず2つ目。

3つ目は、やはり死刑制度の問題点に向けての協議会を公的な機関に設けるべきではないかと。もちろん我々の懇話会もそれに準ずるようなメンバーがたくさん集まっているわけですが、やはりこれは民間の一団体にすぎない。やはりこの国の制度を変える以上は、国の機関でこういう問題を検討すべきであると思いますので、協議会を国会、もしくは政府において速やかに設置するという提言すべきではないかと。

この提言する審議の期間はどうかについては、いろんな意見がありますので、私は3年と明示していますが、それにはこだわりませんので、皆さんのご意見を聞きたい。それと、その審議をしている期間はやはり死刑の執行を停止すべきであると、そういうふうには私は考えております。それはやり方はいろいろあると思います。もちろん法律で執行停止法を作って停止するという、これはもちろんこれが最もすっきりするのですが、今の現段階の国会議員の考え方、世論の考え方からすると、直ちに法律で執行停止法案が可決されるような状況にはないのではないかと私は思っておりますので、そうすると事実上、執行停止ができる、そういう工夫が必要ではないかと考えています。それについても、皆さんのご意見を承りたいと。私はある一定の考えがありますが、それで実際に止まるか止まらないかという議論があると思いますので、そういう議論についても是非ご検討いただきたい。

あとは、この議論の中で少し私は欠けていたと思われるのは、やはり国際法上の位置付けですね。これがやっぱりあまり議論されていなかったのですが、やはり戦後の国連憲章によって平和主義と人権の尊重というのは、これはある意味では加盟国に義務付けられているのにも関わらず、日本はそれに十分に答えていないと。日本国憲法も平和主義と人権尊重という二大原則は定めているわけですが、それについて、やはり我々はもう少しこの問題を考える上でリンクさせて検討すべきではないかと、私はそのように考えています。その問題が少し欠けていたのではないかと。これまでも再三にわたって国連人権理事会から死刑制度廃止について勧告を受けておりますけれども、それについて、ほとんど誠意ある回答を政府はしておりません。こういうことがやはり日本の人権感覚が世界においておかしいというか、異端であるというふうに思われていると私は思っております、この問題についても、もう少し我々は検討すべきであったと。もちろんヒアリングはもう終わっていますので、国際人権についての法律家のヒアリングは本当は聞きたかったのですが、そういう機会もなかったので、せめて私としてはそういうことを皆さんに注意を促しておきたいと思えます。

あと、具体的な死刑廃止についてのいろんな理由付けとかというものについては、それぞれ委員の方々については、それぞれ違う意見もおありだろうし、また、それについては賛同できないということもおありだろうと思えますので、その部分については、理由中にそれぞれの意見を表明するというので、できるだけ総論部分においては、一致する主文といたしますか、そういうものを探っていきたくて、このように考えています。

私が主文として掲げているのは、今のような背景の下で資料の3に、私なりに考えた主文案があります。これについてもいろいろご意見があると思えますので、これについてもご批判をいただきたいと、このように考えています。以上です。

●井田座長 整理させていただきます。今、中本委員がおっしゃったことは4つあったように私は理解しました。1つ目は、時期はともかく、死刑制度はないほうが良い制度なんだから、将来的には廃止を目指すという基本的方向性を明らかにする、ということ。2つ目は、国民に対してきちんといろんな情報を提供すべきだということ。3つ目が協議会の設置ということをおっしゃり、4つ目に、執行停止ということをおっしゃいました。

私の提案した枠組みだと、今おっしゃった中の1と2が、第1の構成要素の総論部分で、3の部分が具体的提言の部分であり、4はどっちかという、難しいのですが、私の言う第2か第3か、どちらに入るか、そういう問題であるかと思いました。みんなが一致できる総論的な原則の部分というのは、中本委員がおっしゃった1と2の部分ではないかと私自身は理解しました。

いかがでしょう、他にございますか。お願いします、神津委員。

●神津委員 すでに触れていただいているのですが、メモをすでに整理してお配りいただいています。ちょっと発言の趣旨について、先にお話ししたいと思えます。趣旨というか、何でこんなものを作ったのかということなのですが、一つには、ある意味、最終場面だと思いますので、これだけは申し述べておきたいということをもとめたということが一つ。

もう一つは、非常につまらない話をして恐縮なんですけれど、いつもテープ起こした議事録の案を送っていただいたものを見ると、私の発言はまどろっこしくて、「てにをは」含めて、我ながらこれじゃだめだなと思ひまして、もっとすっきりした表現にしたいというのが動機の2番目です。

したがって、今、先ほど座長に整理していただいた流れ、進め方からすると、お配りさせてい

ただいた総論のところ、これを今、発言させていただきたいと思います。今、申し述べたような趣旨ですので、すでにお目通しいただいている方もいらっしゃると思うのですが、なぞるように発言させていただきますので、その点、ご理解いただきたいと思います。

総論としてです。

人が人を殺すという所業は、今後、根絶されるか限りなく減じられることが望ましい。私たちがその理想に向かうべきことは明らかと考えます。人類は幾多の悲惨な歴史を繰り返しながらも、趨勢的にはその方向に向かっているものと認識します。国家間の戦争・紛争に関しても、人間同士のいさかいにおいても、そのような理想の追求は、私たちの責務であると考えます。

死刑制度は、国家権力が人の命を奪うということを公に認めている制度です。民主主義国家における国家権力とは民選の議員がそのあり方を決めていくものですから、言うならば、私たち自身が人の命を奪うという行為を行っているということに他なりません。

しかし私たちはこの死刑制度について正面から向き合ってその是非を考えているのでしょうか？そしてその考察をするための前提となる諸事項の事実認識は十分なのでしょうか？

いずれも、はなはだ心もとない実情にあると言わざるをえません。

その間にも、長年にわたって死刑は執行され続けてきました。そして、いくつかの由々しき問題が解決されないまま今日に至っています。

加えて、国際場裏において、とりわけ EU を中心とした先進国との対比において日本は極めて異質の国となってしまっています。外交上においても問題を生じています。そのような国益の観点もほとんどの国民は認識をしないまま年月が過ぎて行っています。

これらの諸点を踏まえるならば、主権者の代表で構成される国会において、死刑制度の抱えている諸問題の克服と、制度存廃の是非に関して調査・検討を行い、得られた結論ごとに速やかに実行につなげていくための合議の場が早急に設定されるべきと考えます。

その際、そこでの事実認識や議論内容が、透明性を持って同時並行的に国民に供せられるべきことは言うまでもありません。

まず、以上申し上げておきたいと思います。

●井田座長 ありがとうございます。大変、詳細な内容についておまとめ下さり、具体的な文言も示していただいております。ありがとうございます。

いかがでしょうか。お願いします、佐藤委員。

●佐藤委員 私のほうもペーパーを出させてもらいましたので、それに基づいてお話ししたいと思います。

私も基本的な提言の内容としては、「死刑のない社会を目指す」、この表現は入れるべきであるという考えで、それに向けた具体的な協議体を国会または政府内に設置すべきであると。この中にも書きましたけれども、前の千葉景子元法相の話でも、自ら執行に立ち会って、刑場もメディアに公開するということをして、その後、勉強会を法務省内に置いたんだけど、先ほど中本さんもおっしゃったように、ほとんど中身のないまま終わってしまって、その後の死刑の議論等も全く進んでいない。法務省内に勉強会というようなものではなく、きちんと国会、または政府内に内閣府なり独立した形で議論して、神津さんもおっしゃったように透明性を持って議論するのが必要であるということを書き記すべきではないかと。

ここに、1番のところ、僕は死刑の執行停止についてどう書くかというところは、ちょっと迷ったんですけども、私の個人的な考えは、死刑は廃止すべきであるという考えではあるので

すが、その方向性として、それをどこまで入れるかというところはこれから議論したいとは思っています。

というのは、基本認識のところでは執行停止というある種ハードルの高いものを入れることによって、それがどう実現していくかというところが、少し私は不安なところがある。ただ、議論を起こすことが大事なので、この懇話会としてそれを3番目に、より踏み込んだ提言のところに入れるべきなのか、または総論として入れるべきなのかというところは、私は、皆さんで議論したい。ただ、いずれにしても、執行停止というものは入れるべきだという考えです。

私がずっと課題として思っているところが、現行の死刑制度の運用や執行の実態、死刑囚の処遇などに関する情報が、これは公開されていないので、情報公開をきちんとすべきであるということは、これはきちんと提言の、基本認識に入れても良いぐらいの問題だと私は思っています。

というのは、これは法務省が情報公開に対して非常に後ろ向きであるという姿勢をずっと貫いている。ここに書かせてもらいましたけれども、1998年の11月までは死刑執行の事実すら公開していなかった。2007年の12月には執行された死刑囚の氏名、生年月日と犯罪事案、執行場所を公表するようになったのですが、なぜこの死刑囚を選んだのか、どういった経緯でこの死刑囚を執行するプロセスに至ったのか、どういった執行の状況だったのか、それについては一切答えないという姿勢を貫いている。

記者会見の内容でも分かるように、お答えできない、または死刑囚の心情の安定を害するという説明のみで、ほとんどゼロ回答なわけですよ。これは死刑というものが究極の権力行使であるという認識は皆さん変わらないと思うんですけども、その責任者の姿勢として極めて不誠実で不当だというのが私の考えです。

そこについては、今回の懇話会の中でも、刑場の視察なり、例えば死刑に立ち会った刑務官のお話を聞きたいという要望が私も含め何人かの委員からあったのですが、それについても法務省はゼロ回答であった。こういうような姿勢が死刑の議論を拒んでいるということは、私はきちんと書くべきではないかというふうには思っています。

さらに、世論調査の設問についても、世論調査で8割が死刑を支持しているというふうなことを根拠に、これは大臣の記者会見でも多くの国民が死刑制度を支持しているというふうに言っているのですが、やっぱり設問の内容が非常に恣意的なものが多い。昔はもっと、いかなる場合でも死刑は廃止すべきみたいなものすごい設定の仕方があったと思うんですけども、それでも今の死刑制度に対する世論調査の項目というのが、本当に世論を表しているのか。国民の間の死刑に対する迷い、拒否感というものが、どこまで突き切れているのかというところ、これはやっぱり不透明だと思うんですね。そこを見直すべきであるというのは、具体的な提言は総論ではないとは思いますが、何かここに盛り込むべきではないかと。

同時に、死刑廃止運動の歴史などを見ても、やっぱり広がらなかった理由の一つは、死刑囚の人権には非常に注力しつつも、被害者の権利、人権というものに対して、救済に対してやっぱり消極的だった。あまり光を当てていなかったというところがあると思うんですね。今回この死刑の議論をするに当たって、やはり被害者の遺族、または被害者自身の補償・支援を拡充するところを入れるべきだと。ただ、もちろん被害者支援や補償という問題が、イコール死刑廃止の問題にどうリンクさせていくのかというところは、大いに議論のあるところですし、被害者支援をやっている方も、それをリンクさせてほしくないという方もいらっしゃることは重々承知しているのですが、懇話会としては、そこについても十分検討すべきだというような意識を明確に

すべきではないかというのが私の意見です。私の核の部分は、情報公開の問題をきちんと入れるべきというところです。

●井田座長 ありがとうございます。少し論点を限定しておうかがいすることにしますと、全員一致で示す基本的認識の部分に、将来死刑のない社会をして目指していくべきなんだというような言葉を入れるべきかどうかについてご意見をおうかがいしたいと思います。時期的にいつなのか分からない、なるべく早くという人もいるかもしれないし、もう少し先だという人もいるかもしれませんが、いずれにしても、将来的には死刑は廃止の方向で考えるべきだという言葉を入れることについてはどうお考えでしょうか。委員の皆さんは、その点について一致されるのか、そうではないのかということについておうかがいしたいと思います。是非お願いします。金高委員。

●金高委員 いつも私だけ異論を発していて申し訳ないと思っているんですけども、私は、死刑制度廃止の方向では、合意できません。なぜならば、死刑がなくても良い世の中、つまり、死刑にしなければならぬような凶悪事件がない世の中を作るのが第一なんですね。したがって、死刑制度をなくすということが目的ではなくて、死刑制度をもって対処しなくても良い、ああいう被害者の方がおっしゃっていたような地獄のような事態を世の中からなくしていくということが大事だと思っているんですよ。したがって、それに必要であれば死刑制度は廃止すべきではないと今、思っております。

日本は、欧米に比べて非常に治安が良いですよ。例えば殺人も見てみると、アメリカと比べると20分の1以下、人口比ですね。英仏独と比べても3分の1とか4分の1ぐらいなんですけれども、これ何でこうなっているかというのは、おそらく誰も分からないんですよ。先生方もいろいろ研究されていると思いますけれども、これだって決めつけることはできないだろうと私も思います。

ただ、日本の刑事司法制度がこれに寄与している面は否定できないと思うんですね。日本の刑事司法制度というのは、割に検挙率は高いですし、無罪率は圧倒的に低いわけです。それに対しても批判がありますが、おそらく健全に機能している。それがセットになって安全な世の中を作っていると思います。凶悪犯罪に対する刑罰を緩和することによって、どういう影響が出てくるか。私は責任が持てない。したがって、死刑制度も今廃止の方向ということには賛同し難いのです。

ただし、今まで皆さんの議論を聞いていて問題点もよく分かりますし、私自身も感じる場所がありますけれども、運用とか、執行の仕方とか、あるいは裁判について、改善の余地は十分あると思いますし、それはいくらでもやったほうが良いと思うんですよ。私が最後までちょっと同意できないと思うのは、制度の廃止そのものなんです。ですから、ものすごく最小化した執行でも良いですし、冤罪の可能性のあるものはもちろん死刑判決も出すべきじゃないでしょうし、執行もすべきじゃないと思うんですよ。人間のすることですから、間違いがあるというのは前提ですけれども、死刑はそれではいけないと思うんですね。ですから、例えば犯人性に間違いがあったらとんでもない話。冤罪があったらとんでもない話なので、そういうのがない判決なり、裁判なり、執行というのを、これは私は全く異論はありません。

私がじゃあ死刑制度そのものをびた一文、今と同じように維持すべき、将来にわたって維持すべきと考えているかということ、実はそうではありませんで、さっき中本委員がおっしゃったような国際問題なんです、ちょっと観点が違うんです。死刑廃止国、制度を廃止した国は112か国になっていますよね。この間のロングボトムさんの話を聞いていても、イギリスはおそらく日本

で殺人を犯した日本人が逃げ込んだ場合、日本への引渡しはしないと思います。今まで引渡拒否というのは確認されたのが2つあるんですよね。1つは、これは1994年のスウェーデン、結果的にスウェーデンの代理処罰、国外犯規定を使った代理処罰で処罰はされています。もう1件、処罰も何もできなかったケースがあります。南アフリカに2011年、日本人の殺人被疑者が2人逃げ込んで、引渡請求しかかったんですけども、死刑にしないという裁判官からの保証を要求されて、そこで断念して、これは国外犯規定に当たりませんので、そのままになったのですよ。だから殺人犯人を死刑があることによって処罰できなかったケースがあります。これが相次ぐようになると、ちょっと本末転倒だと私は思っています、南アフリカのケースはたまたま1人が向こうで自殺をして、1人は自分で帰ってきたんですね。日本で裁判ができたというケースなんですけれども、だけど、実際に死刑制度の存在が殺人犯人の処罰を妨げたということになります。

一方で、いろんな努力はなされているので、死刑制度廃止国から引渡しを受けたケースも私が確認すると2件はあるんです。これはキプロスからオウムの殺人被疑者を、強制退去ですけど、引き受けていますし、それから2021年に暴力団員の殺人被疑者をフィリピンから引渡しを受けています。ですから、死刑制度があるゆえに、必ず廃止国が殺人被疑者を引き渡さないかという、そうではないということもまた事実なんです。だけど、これだけ死刑廃止国が多くなり、かつ、ものすごい厳しい国際世論というのが国際社会に出てきていますので、あり得るケースだろうなと思うんですね。

そうなれば、やっぱり殺人犯人をきちんと処罰することを優先せざるを得ないだろうと。それが正しいだろうと思います。したがって、そういう事態になったら、これは、私はこの間、佐藤さんがお書きになっていた韓国型が良いと思っています。つまり、制度はある、あるんですけども、何も言わず執行しないと。韓国型がそれで国際社会から評価されているのであれば、それで私は目的を達することが可能だと思うので、今の論点ですね、韓国が今どうなっているのか、もうちょっと調査が必要だと思うんですけども、今の総論についての私の見解はそういうことです。

井田先生がお書きになった存廃の結論を含めた具体的な方策の検討。これだったら、反対はしません。存廃を含めた。だけど、廃止の方向でということになると、ちょっと。だから、死刑制度がないほうが良いというのは、それはそうなのでしょうが、仕方なく維持するという必要があるというふうに私は思っているのですよ。だから、死刑制度がなくて良い世の中を作るといったら、問題はないのですけれど。

●井田座長 林委員、お願いします。

●林委員 この座長ペーパーの①②③という中で、私はまずは2番のところに着目して考えたわけですね。それで、この具体的提言というのをここで例えばというか、死刑制度の結論、検討会を作るべきであると。ここを提言にしたということは、私は大賛成なんです。もちろんこういう提言でなくて、こんなことで検討委員会なんかを作るとすっ飛ばして、この懇話会から直ちに死刑を廃止すべきであるという提言をしたというわけです。それを提言にしたでも良いんですけども、そうはしなくて、国会で検討委員会を作れという提言をしたというのは、私はこれは賛成であります。

そのときに、今、金高委員からもあったけれども、存廃の結論を出した。ということは、もちろん廃止という形を決めつけていないわけですよ。検討委員会に対して。もちろん存続という形になるのかもしれない、結論が。それじゃあ困るんだというふうに懇話会が考えるなら、廃止じ

やなくちゃいけないというなら、やっぱりそういう提言を出さなくてはいけない。そこに一致できるかどうか。

でも、そうでなくても、国会で検討委員会ができて、結果として直ちの廃止はないけれども、今、金高委員が言ったような停止をすとか、あるいは今の執行方法について、こういう改善をしようと言って成果物が出てきて、それが法律になっていけば、死刑制度は変わっていくわけですよ。そこにそういう出口になっても良いから、とにかくこういう存廃についての結論、あるいはそこに至るまでのいろんな死刑制度の問題点などを調査する検討委員会を作ってくれと。こういう提言をするというのであれば、私は大賛成です。

そうなってくると、じゃあ1番の方向性・基本認識については、全員一致の分が必要でないかと。全くそのとおりです。そのときに、この方向性というところで、際立って死刑を廃止しなくてはいけないという方向性を書いたとしたら、それはそこまで決めつけていないわけだから、存廃のスコープ、廃止というスコープもあるんですよということを、だからこそ、検討してくださいというわけですからね。そこを言った以上、やはり方向性というものを今回、国会に委ねる方向性をこの懇話会で明確にするというのは、それは全員一致ができれば良いけれども、それはそうではあるなら、もし廃止というのを方向性で確実に書かなければいけない、そこを全員一致すべきだとなったら、この2番のところは、存廃の結論を含めた検討委員会とはならないわけですから、その点を考えると、やっぱり具体的提言においては、こういう形が出口だろうなど。その思いを1番のところでの基本認識で書くんだと思うんです。

基本認識は、やっぱり先ほど言われたまさしく神津委員の言われたような死刑というのは最終的にはないほうが良いんだというのは、これは一致できるわけですよ、ある意味。それはみんなそうなんですけども、それは制度論を議論するときの基本認識ではないんですね。だから、それでもやっぱり廃止すべきじゃないんだと。そこは認めるけれども、廃止すべきじゃないんだという結論を持っている人はいっぱいいるわけですから、そういう意味では、方向性、基本認識というのは、かなりやはりいろんな思いの中の最大公約数。少なくともこういう検討委員会を作ってくれという、こういうことまでは言うんだと、ここについて。この提言の中身としてはよろしいかなと。

あと、提言のところで最後に私は言いますが、とりあえずそこでやめますが、国会または内閣府の下にと書いてある部分の内閣府の下にというのは、これを書くことは、全く意味がないのと、これは決めつけになるかなとは思いますが、それは各論の中で、提言の具体的な文言のところで意見言いますけれど、今そのように。

●井田座長 ありがとうございます。金高委員と林委員のお考えでは、②の具体的な提言、会議体の設置の提言については賛成できる。その前提として、死刑に対するネガティブな評価、相当将来のことであるにしても、廃止等々の言葉が出てくるような形の基本的な認識の提示というのは難しい、同意しにくいということをおっしゃられたと思います。その点、他の先生方はいかがでしょうか。これだけ大事な問題なので、しっかり議論しなければいけないという基本認識で一致したというのは委員の中で同意が可能だと思うのですが、それだと物足りない、もう一步踏み込みたいというご意見もあるのだと思います。他方で、将来的には廃止の方向だということも、なかなか断言できないということになると、どういうまとめ方が可能であるのか。どうぞ、戸松委員、お願いします。

●戸松委員 宗教界という立場から申し上げますと、例えば国際的には、聖エジディオ共同体を見

ますと、死刑のない世界を求めてということで、2019年に東京で国際会議をやりました。その写真を見ると、加毛先生も壇上にいたり、そういう一生懸命やられていまして、実はこの9月21日から26日まで、パリで聖エジディオの世界大会があって、私は日本の代表で出るんです、宗教者で。それで、スピーチをすることになっていまして、おそらく日本に対して死刑制度の問題は、聖エジディオ共同体では非常に大きな関心事で、ローマ法王がいらっしゃる時にも、きちんと日本で議論してもらいたいということがあったようです。私はその時には直接関わってはおりませんが、ただ、これはやっぱりキリスト教文化で、教義とかそういうものが明確にされていて、例えば生命倫理でも中絶は認めない。なぜかという、受胎そのものが命の始まりで、神様の子ということで。ですけど、アジアの宗教というのは、非常にそこは曖昧で、あまり教義で具体的に賛成、反対とか、それは罪になるとか、そうではないということは言えなくて、いわゆる状況倫理的な考え方なんです。

それで、全日本仏教会の議論の中でもやはり死刑制度の賛成、反対とすると、議論が非常に感情的になって、埒が明かなくなってしまう。もう1つ、私どもは公益財団法人であり政治的な中立性とか、そういうのは直接発言しないということになっていきますので、それで死刑制度は仏陀の教えと相容れないということは明確にして、あとはお一人お一人に考えていただくという、そういう場を提供していく。ですけど、この懇話会に出てもよく分かったのは、死刑そのものに関する情報公開が全然されていない。要するに日常的に私たち、特に素人ですね、法律の専門家や、直接関わっていない多くの方は、死刑というのは全く他人事で普通に生きていたら自分たちには一切関わりがない。おそらく犯罪の被害者にもならない。また、犯罪の加害者にもならない。だから、あんまりリアリティがないんですけども、やはり私はいろんな意味で透明性ですとか、情報公開ということは社会で求められていて、事実に基づいて私たちがきちんと議論ができるような、そういうふうな枠組みを作っていたらいいということと、私はやはりこれは最終的には立法府、あるいは国民の民意で、代表の立場にある議員の方々に議論していただいて、責任を持ってそれを形にさせていただくというのが良いのかなということを感じています。

あともう1つは、やっぱりいろんなお話の中で、法律の専門家、この話もそうですけれど、大体非常に合理的に論理的に、あるいは論拠に基づいて進めていくと思うんですけど、宗教者が望むのはやはりそこに温かさとか、非合理的であっても、何か心に触れる、それが一番直接的に私たちが感じたのは、やっぱり犯罪被害者の方への寄り添いだとか、支援が全然見えていなくて、宗教者も教誨師とか保護司とか、加害者のケアをやっているのに、何で被害者の支援は全然やっていないんだというふうに考えられがちで、最近は教誨師の方たちも、保護司ですか、入っていますけれども、そういうところも何か少し提言といいますか、こういう形にするのであれば、そういうところも入れていただきたい。読んで、温かさとか何かそういう感じるものを入れていただきたいなと思っています。

●井田座長 ありがとうございます。大変貴重なご意見をいただいたと思います。先ほど、金高委員がおっしゃった中に、今の死刑制度の運用の現状に、いろいろと問題があるのは間違いのないことがありました。その問題を直していく過程でなかなかそれが難しければ、事実上、制度を眠らせることだって、そういう言い方をされたかどうか分かりませんが、制度自体を廃止するというのではなくて、事実上、眠らせるというようなことだって考えられなくはないということをおっしゃられたと思います。おそらく林委員もそこはあまり反対されないとすると、最初の基本的認識の部分については、廃止という言葉を出さずに、死刑にはいろいろ問題がある

と、大変大きな問題があるんですというようなところでまとめるというのはいかがでしょうか。廃止という言葉は出さない。だけど、いろいろ問題はあります。したがって改善しなければいけないと。

●**金高委員** 今、私は廃止には一票投じられないんですけれども、存廢の議論には投じられます。そもそもこの懇話会が存廢を含めた死刑制度を論ずる会、ここに入ったということは、存廢の議論が必要だと思って入ったのです。ただ、今の私の結論は廃止という方向性をここで出すことについては賛成できないということになります。

ですから、井田先生、こういう極端な意見に気を遣っていただいて、最初の部分をすごくトーンダウンというか、していただく必要があれば、それはそうしていただきたいと思いますけれども、廃止の方向でということを出さなければ、前提の文章はそんなにはこだわらないです。

●**井田座長** はい、どうぞ、藤本先生、お願いいたします。

●**藤本委員** 話をひっくり返すようで悪いのですが、そもそもこの懇話会のメンバーになった時に、一体どういう目的で死刑制度を論じるのだろうかというのが大きな疑問点でした。というのは、すでに日弁連という政治的に力を持つ一つのプレッシャーグループが死刑を廃止しろと言っていて、代替刑を示し減刑制度も示していて、それでも国会は動かないんですから、一体どうするんだろうと思っていました。我々16人の懇話会のメンバーは、死刑制度を動かすために、もっと極端な理論を展開しなければいけないのだろうと、私はそう思ったんですね。

だから、一番極端なことを言いますと、死刑は即時廃止すべきであるという提言をして、その理由として今までの9回の懇話会で出たところの廃止理由を述べて、なお書として、反対意見があるなら反対意見を述べてという形でのまとめをするのかと、始めは思ったんですね。そこまでいかないと、たぶん国民も死刑制度に関心を持たないでしょうし、国会は動かないでしょう。そういう意味で、現在停滞している死刑制度をどうするかという問題を、この懇話会の16人のメンバーで議論するだろうと思ったのですが、今までのところはすべて勉強会でしたので、ただ、発表者のそれぞれの意見を聞いて、質疑応答をただただとします。もちろん、その過程で存置論から廃止論に変わった人もいますので、あるいは廃止論から存置論に変わる方もあるかもしれませんが、そうした経緯を考えてみますと、果たして全体で一致するものがあるか、今結論を出すのは難しいと思うんですよ。元警察庁長官、元検事総長がいて、死刑廃止に賛成ですと言うはずがないと思うんですよ。いくら理論で説得しても、両先生たちが培っている長年の経験とキャリアを見て、我々は絶対に説得できませんよ。ここでは反対論をどう説得するかという話ではなくて、どこでコンセンサスを得るのかという点が問題だろうと思うんです。

そうしますと、我々の死刑を廃止しろという意見は、全会一致で廃止の方向に行くかといったら行かないだろうと思うんですよ、このメンバーでは。だから、まとめ方として今回と次回でまとめてしまうというのは、かなり私は無理だろうと考えているのです。そこで、唯一妥協的な案で考えていくとしたらならば、中本委員が提案されている、いわゆる国会で協議会を作って検討してほしい。そのときには林委員の言うように死刑廃止の方向性と言わないで、死刑制度についての検討会を何とか作ってほしいという提言ならば、このグループだったら、共通の全会一致で、そのことは合意できるだろうと思うんですが、死刑廃止の方向でとなると、たぶん全会一致にはならないだろうと思うんです。

全会一致にならないならば、多数決で意見を出しておいて、少数意見を述べるのかという問題点と、それとも今のように国会、国民を動かすという方向に持っていくのか。そういうそもそも

の議論を見てみますと、座長が出された中間まとめ案も、我々が結論を出すのではなくて、国会に協議会を作ってもらいたいという話だったですし、中本委員も我々は結論を出すのではなくて、そうは言っても中本委員は死刑廃止の方向で検討してもらいたいんだという意見に一步踏み込んでいますけれど、そういう点を考えますと、ここで我々が全部論点を議論して、全会一致の意見が出るかという、まずは出ないと思います。全会一致の意見が出ないと、具体的な提言なんてできないんですよね、結局は。ラディカルな提言はできると思いますよ。それと全く反対のことを言えば良いんですから。だからそのあたりでどうまとめるかという点が一番問題なので、座長がおっしゃっていますように、やはり理論的にも堪え得る、国際的な信頼も勝ち得るといようなものを出すとすれば、それは国会の協議会にお願いしますという意見ならば、これは何もこの懇話会を作ってやらなくてもよかったのではないかと思うんですが。しかも、そうした意見を英文にしても意味がないと思うんです。

だから、とりまとめをどうするかということを考えると、始めに坂上さんがおっしゃいましたけれども、我々は全員の意見をきちんと聞いていませんので、腹を割った話をここで今するのはなかなか難しいだろうと思います。ただ、それぞれの今までの意見具申の立場から見て、たぶん反対だろうとか、賛成だろうというのは分かりますし、出されました報告書を読みますと、この委員さんは死刑廃止には反対だろうということは推測できますけれども、それ以上のまとめ方というのは非常に厳しいのではないのでしょうか。

●井田座長 先生がおっしゃるとおりなのですけれども、仮に多数意見は廃止で、ただ、少数意見として反対の方がいました、とまとめたとする、これをどういうふうに一般の人が見るかということです。おそらく、もともと廃止論のメンバーを中心に集めた上での「出来レース」だと受け止められてしまうのではないかと思うのです。

私が申し上げたいのは、しかし、死刑を廃止すべきだという結論をとることが予想されない委員が複数いる中で、死刑にはいろいろな問題があるので、きちんと真剣に検討すべきである、国会なり内閣の下できちんと検討せよ、という提言をするのは、相当インパクトがあると思うのです。最初から結論が出ているようなメンバーではなくて、これだけのメンバーが集まって、そして、国会に対して、あるいは内閣に対してきちんと検討すべきである、それだけ大きい問題がここにあるんですよと提言する。しかも、個々の点についても具体的な問題を指摘する、ここをこう直していくべきであるということが書かれていれば、私はそれでそれなりに我々としては任務を果たしたことになるのではないかと思うのです。

●藤本委員 座長が合意を得ることを優先するようでしたら、中本委員の案のように、死刑の廃止の方向性というのをやめて、死刑制度を検討する協議会を速やかに設置することを求める。ここまでの文章ならば、全員一致でたぶん認められるだろうと思います。あとの2行の文章はだめですけどね。停止しろなんていうのはまた反対意見が起りますから。だから、どこらあたりでコンセンサスを得られるかということ抜き出していくしかないんじゃないですか。

●井田座長 私の意見では、②の具体的提言のところについては、今の雰囲気であればコンセンサスを得られそうですが、では①が全くなくて良いかどうか。いきなり提言するということが良いかどうかということです。何かあったほうが良いのではないかという、そういう趣旨です。

●中本委員 大体論点といいますか、一応何となく噛み合ってきたのではないかと思うんですね。そうすると、まず、方向性について、金高委員のほうは、「死刑がなくても良い社会」という表現にする。しかし、基本的には死刑制度はないほうが良いとお考えだから、こういう表現になるん

だろうと思うんですね。その条件が成就するかどうかは別として、一定の条件が成就すればいいほうが良いと、こういうお考えのようですから、そうするとやはり死刑制度のない社会を目指すのか、あるいは死刑制度のない社会が望ましいのか、そういうような表現的なもので同意が得られるか。そこのところをちょっと詰めていただきたいと思うんですね。

それからあとは、公的な協議会において、廃止に向けてというのがいかにも廃止だけを考えているように見えるのであれば、ここについては、もう少し私も譲歩して例えば「廃止に関する」とかはどうでしょうか。「存廃」ということになると、問題があるのに残すというのは、どうしても私は納得いかないんですね。やはりこれだけ議論して死刑制度に問題があるとみんながおっしゃっているのに、まだ存廃の議論をするのかということになるので、私はここは存廃という言葉は避けていただきたい。やはり方向性としては、今、問題が非常にあるんだから、その問題のある制度を変えるという方向でいくので、「存」というのは、むしろ維持をするということになるので、そうじゃなくて「死刑制度の廃止に関する」とか、やはり方向性としてはそういう問題点のあるのを変えなければいけないのではないかなというように表現にできないだろうか。だから、私は「向けて」というのは、ちょっとある意味ではもうこれしかないのかと思われるので、そこは譲歩しても良いと思うんです。けども、「存廃」はいかにも何となく両論併記のように見えて、これではちょっと、せっかくこれだけ議論して、おそらく皆さん、一人ずつ意見を言っていたければ、おそらく廃止のほうが多数ではないかと思うんですよね。だから、そういう意味において、少しその辺の妥協点が見いだせないのか。この2つですね。まず、最初の方向性の問題と、それから協議会の目的について、多少、両方入れられるような表現に変えるか。この2点について、一致が得られればおそらくまとまるんじゃないでしょうか。

●林委員 私は存廃という言葉は、これは結論を言っているんじゃないなくて、結局議論した上で、存続に落ち着くということもあるわけですよ。議論だから、出口で。でも、その時だって、それじゃあ意味がないのかと言ったら、やっぱり制度の改善に結びついたりするわけであって、これも廃止というのも入れているわけで、議論の範囲を示しているわけで、やっぱり存廃というふうに書いたほうが私は良いと思います。

一方で、そういう点で一致できないからといって、この「廃」というのを消せという人もいるかもしれませんがけれども、それは私は、それだったら意味がないと思います。やっぱり廃止、問題点、あるいは理想論、刑罰のない、死刑だけじゃなくて、本当は刑罰もそうなんですけどね。そういうものから出発して、存廃についての議論をしてくださいということを使う以上、これは範囲として示しているのだから、そのときに何も範囲を示さずにただ議論してくださいと言うのでは、そんなもの受け取ったほうだって、何を議論するんだという話になるわけだから。だから、この「廃」というものを消すというのは大反対。でも、「存」を消すのも反対。というのは、中本さんの中にやっぱりちょっとでも方向性を出したいという面があるとは思うんですけど、そこは検討を委ねるという意味においては、やはりそこは方向性という形は出さずに、この議論の範囲は、廃止もありますよということを含めて議論するのが良いと思うという意味で、そういう意味で、「廃」を消すのも反対だし、「存」を入れないということも反対ということです。

●井田座長 どうぞ、金高委員。

●金高委員 私も今の林委員の意見と同じです。やっぱり、我々が入っていて、廃止の「廃」というのが出るというのは、実は、私にとっては非常に大きいことなんです。廃止もあり得べしということですよ。けど、今ここでの話は、それは反対なんだけど、もっと大きなところ

でいろんな問題、ここからもいろいろな具体的な話も出ていくでしょうし、そこで将来的な「存」も「廃」も含めた結論をきちんと出す必要あるんだろうと思います。

それと、中本委員に、すごく妥協していただいてあれなんですけれども、「死刑制度のない社会」というのは、ぎりぎり言うと、死刑制度をなくすことが目的になっちゃうんですよね。私の言いたいのは、「死刑制度いらぬ社会」なんです。明らかに違うんですよ。だからちょっとそれには妥協できないということです。

●中本委員 方向性は同じでしょう。方向性が違うんですかね。私は方向性は同じだと思っているんですよ。だから、金高委員が言うように、「いらぬ社会」というのと、それからそれが「ない社会」というのは、どっちみち死刑は将来的にはない方向を目指すということなんだろうから、結論から言ったら、死刑がないほうが良いというのは、お互い理解しているわけですよね。だから、その手法として金高委員は、死刑には犯罪抑止力があるので、それをなくしてしまうと、やはり問題だという問題意識を持っておられると思うので、そこのところが出発点がちょっと違うので、私は死刑には犯罪抑止力がないという確信を持っているので、そこは金高委員は、ご自分の実際に経験した例を挙げて、やはり組織犯罪については抑止力があるんだという確信を持っておられるので、そこはどうしても譲れないところなのですが、そこは各論のところできっちりとおっしゃっていただければ良いと思うんです。

けども、どっちにせよ、死刑制度のない方向に行くほうが良いというのは、要するにそういう犯罪をなくしたら、死刑はいらぬというのと、私はもともと死刑の抑止力がないので、どっちみち死刑はないほうが良いと考えているんですけども、「ないほうが良い」という方向は同じなんだから、そこは言葉の問題として何とか妥協点を見出せないかと。私の妥協点の、これでも相当妥協しているつもりなんですけれども、もうちょっと妥協するとすれば、「死刑制度のない社会が望ましいものとする」という表現であれば、私はもう金高委員と一致すればそういう文言にしたいと思っているのですが、いかがでしょうか。

●井田座長 おそらく、日本語の問題として、死刑のない社会が望ましいというふうに単にある人が言ったときに、それは将来、およそ凶悪犯罪がなくなったら死刑はないほうが良いという考え方がそこに入っているとは、普通思わないのではないのでしょうか。金高委員のご意見はまさにそうで、将来、一切凶悪犯罪がなくなれば、それは死刑なんかないほうが良いに決まっているという考え方なので、そういう考え方の人が、今、死刑のない社会が望ましいという言葉で全員一致で主張しているという会議体の中に入っているとすれば、おそらくまやかしに近いこととなります。そういう曖昧な言葉でくるのではなく、死刑制度には放置できないいろいろな問題があるということを書くのはいかがですか。それも難しいですか。そういうまとめ方でいかがでしょうか。

●中本委員 問題点をいくら書いても同じなんじゃないですか。問題点はいっぱい、みんな議論して問題点があると思っているんですよ。けども、問題点とは言ったら、次にどうするのかということをやっぱり遠い将来であろうが、どうであろうが、方向をはっきりしなければ、この懇話会の意味がないとは思っているんです。金高委員の言うように、ある一定の条件の下では、ないほうが良いという考えもあれば、私のように、時間はかかるけれども、これはない方向へ持っていくべきだという考え方と、私は方向としては同じだと思っているので、そういうことを謳ったほうが良いんじゃないかと。ただ、問題点があるから検討会を続けましょうでは、「存廃」を入れてもやはり方向性として将来的に日本の理想な社会は死刑制度のない方向に行くのが良いん

だということをやっぱり謳うべきではないか。

そうしないと、やはりこの後の公的な機関においても、そういう観点を貫いて議論していただかないと、私は意味がないのではないかと考えているんですね。それを入れたからといって、すぐに廃止につながるというふうにも私も安易に考えていません。けども、そういう議論をすることによって、国民にこの問題点を公にできる。つまり、国の機関がそういうことをやっているということで、メディアがどんどんどんどんそれを報道することによって、だんだん国民のほうに死刑制度の問題点というのが明らかになっていき、国民世論もだんだん変わっていくのではないかと私は思っているので、時間はかかってもそういう方向性はやはり定めるべきではないだろうかと。それが本来、民主主義国家の中の共通理念としてあるべきであって、もちろんこんなことを言うと嫌がられるかも知れませんが、国連だって再三憲章にもそういうことを謳っているし、国連人権理事会でも再三のごとく日本は死刑制度を廃止せよと勧告を受けている。

ロングボトム大使が言っているように、何で日本が民主主義国家において、唯一死刑制度を維持しているのかという非難もある。そういうことも踏まえた上でやっぱり方向性は明らかにしないと、この懇話会の10回も議論した意味がない。金高委員がおっしゃるようなことも分かるけれども、金高委員だてないほうが良いんでしょうと。ないほうが良いのであれば、それをやっぱり理想のものとして定めたらどうですかと。ない社会というのが理想じゃないですかということを、是非私は皆さんに共通項として入れてほしいと思うんですね。

●岡野委員 このところ会合に出席できなかったのも、申し訳ございませんでした。議事録等を読ませていただいておりますが、この懇話会に出る前は、死刑制度は当然あって然るべきだと思っていました。いろいろお話を聞いて、ないほうが良いだろうとは今思っていますし、国際的な感覚から言ってもそうだとは思ってはいます。ただ、ここにいらっしゃる方のほとんどの皆さんは、何らかの形でこの議論にこれまでも参加してきたか、もしくは触れてきた方だと思います。そこで、今からまとめようとする提言書は、そういう方に向けた文書を作ろうとしているのか、そうではなくて、一般の人というか、今まであまりこの問題を考えていなかった人にも刺さるようなものを作ろうとしているのかというところが大変重要だと思っています。私はここでの議論を、多少の親しい経営者の人にも話をしていのですが、私もそうだったように、目から鱗の話が多くあって、「由らしむべし、知らしむべからず」という言葉がありましたけれども、まさにこの施策って明治みたいだということを皆さんおっしゃいました。

これはもしかしたら、ご専門の方から見たら、全く違うのかもしれませんが、ここでの報告書を広く一般の人にも理解していただくのであれば、そこまでのレベルと言ったら表現が悪いかもしれませんが、目線を下げていくことが大変重要だと思っていて、それには何が必要かというところ、死刑のない社会であったら良いねという議論はどこかにあって良いと思いますけれども、実はこんなたくさん問題があるので、政府か国会で議論してくださいという、つまり問題点を明確にした上で提言するというところに意味があるのではないかと考えてきました。

なので、廃止を前提ということは、たぶん難しいと思っていて、ただ個人的にはその方向で良いと思っておりますけれども、この会としてそこまで言うのは難しいと思っていたのと、行政サイドがこの問題をどのように考えているのかとか、国会議員が存廃についてどんな意見の分布になっているのかを全く知らないのですが、提言したときに実現するのはその人たちなので、ここで廃止を前提と書いてしまったがために、政府か国会に協議会自体も作られなかったらどうするんだ、といったことまで考えてしまいます。

そうであれば、存廃の議論を含めて議論しましょうということであって、まず現実の課題を解決することをしっかりやってくださいと。その上で、その延長線上に、もちろん「ない世界」があったら良いですねというロジックで考えてもらうほうが現実的だし、素人の人に分かりやすいかなと思います。これまでのご議論にもありましたけれども、仇討文化の国ですから、やっぱりそういう意識の延長線で一般の方がアンケートに答えていることもあると思います。普段から死刑制度がどうだとか、あったら良いとか、ないと悪いとか、考える機会もないと思います。でも、そういう仇討文化の延長線で考えている多くの一般市民の人たちをどう巻き込むかという視点が、あったほうが良いかなと思っています。

●井田香奈子委員 朝日新聞の井田です。私も岡野さんとちょっと考えるところに似たところがありまして、というのは、やっぱり死刑について、いろんな問題があることを、私たちは懇話会を通していろんなヒアリングをして、改めて感じたところではありますが、記者の方もたくさん来てくださっているんですけども、なかなか社会の人は知らないというか、こんなに情報格差があるテーマってそうないなって思ってしまうんですね。そういう意味では、国の制度である以上、見えない手で、今、死刑制度を全員で支えているということに気付いていない人があまりにも多いので、私たちが少なくとも生み出さなければいけないのは、その議論の器を作ることだと思うんです。それで、今のやりとりを聞いていますと、もうもはや文言調整に近いところの議論に至っていて、ただ、その文言調整なんだけれども、そこがすごく大事な問題だなということも分かったというのが、ここまでの感想なんです。それで、議論の器と言ったときに私がイメージしていたのは、1989年に首相の諮問機関として作られた脳死臨調で、それが数年後に臓器移植法につながっていくわけなんですけれども、その時はやっぱり臨調を作る設置法というのが必要で、やはりそこでも国会の意思というのが反映されていくということを考えたときに、岡野さんが今おっしゃったように、その方向性まで決めるものを私たちが提言して、国会の人たちとしてはどういうふうにそれを扱おうとするのだろうかということがちょっと気になりまして、そういう意味ではあまり言い過ぎないほうが良いのかなと。

もうちょっとオープンエンドなものにしたほうが良いのかなという考え方が一つあります。ただ、私個人的には、もう記事でもずっと書いてきたことですからけれども、私自身はやっぱり死刑廃止を考える時というのがもうとうに過ぎていて、何で私たちは今死刑制度を持っているんだろうということを考えなければいけないということを常々思っていたので、やはり井田座長がすごく上手に存廃等の結論をというふうに書いていただいたこの表現でも良いし、私の今の個人的な考え方から言うと「廃止の可能性を含めた」ぐらいまで言えれば嬉しいのだけれども、話を元に戻しますが、いろんな立場の人がこれまで何十年か生きてきて、それぞれ大事に思っていることってあると思うので、それを生かしながら器を生み出すことというのをまず優先して考えたいなと思いました。

●井田座長 戸松委員、お願いします。

●戸松委員 宗教界で、井田先生が座長ですけど宗教法人審議会で、統一教会のことですか、いろんなことをやっていて本当に感じたのは、例えば議員の先生方も、宗教法人のことを知っているかという、ほとんどの方は全く分かっていなくて、「だって、戸松さんたちは税金払ってないんでしょ」とか言われるんです。私たちがちゃんと法人から源泉して、区民税、都民税など全部払って普通にやっているということも知らない方が多い。だから、宗教法人に何か公的なサポートをすることはだめだと考える方が多いのです。それと同じように、死刑制度のこともほと

んど多くの方は、こういうことを知るのテレビ、ラジオ、ニュースで、例えば冤罪の袴田さんのこととか、そういうことがあった時は知りますけれど、一般にはひどい犯罪が起きて、それで被害者の方が極刑を望むということが出て、やっぱりそういうものを見ていると自然にそういうふうな考え方になっていく方が非常に多いと思います。具体的にここで議論されているような問題点を知っている方は、私はほとんどいないと思います。

だとすると、本当にここで私は何を指すかと言うと、例えば宗教界でもある程度きっちり結論を出していこうとすると、それに反対する人たちは目も耳も塞がれるんですね。そうすると、全然議論にもならないということが起きていまして、だとすると、やっぱりある程度オープンな形にして、正直に、事実とか、そういうものを全部披歴をして、やはり問題点、それからそれを存置したいという考え方の人もいます。それをやっぱりオープンに皆さんで考えていただいて、最終的には立法府が責任を持つべきだと思っています。立法府は何を見るかと言うと、本当に世論を見ますから、例えば旧統一教会のことでも安倍さんがああいうふうになされて、そして被害者の方が生活がめちゃくちゃになってと。そうすると、急に動くわけですね。

そういう意味では、やはり私は世論といいますか、一般の方たちに関心を持っていただいて、共感を得ていただけるような形のものを目指していかないと、最終的には議員の人は票を見ますから、論理的なこととか合理性では判断されない、議員の方がいらっしゃると申し訳ないんですけども、私の経験ですとそういう感じがしていますので、そういう意味ではこの会として、やっぱり多くの方が耳と目を塞がないような提言にさせていただいて、でも、英語で言うと Sneaky と言うとあんまりよくないですけど、どういうことを目指して行って、多くの方が自然にそういうのに共感していただけるような枠組みと形を進めて行けば、結果として私は死刑制度がなくなっていくのかなと思います。それはやっぱり最終的には国民の皆さんが考えて選ぶことだと思うんですね。そういう方向性を目指していただいたほうが宗教界としてもやりやすいのかなというのはあります。

●**笹倉委員** 個人的には死刑は廃止方向に向かうべきだと思っています。それはいろんな理由があるので、ちょっとここでは時間の都合で今はお話しできませんけれども、ただ、この懇話会での議論を通して、それでもやっぱり将来的に社会の理想像として死刑はあったほうが良いというふうには、たぶんならなかったのかなとは思うんですね。その点は議事録には留めておいていただけたと思います。そのことが共通認識になりつつ、その点が金高委員の表現によれば、「死刑がなくても良い社会」というか、「なくても良い世の中」ということになると思うんです。ただ、私は中本委員と同じような考え方です。結局、「死刑がない世の中」というのは、「死刑がなくても良い世の中」と同義なのではないかというふうには思っているので、本当は社会のあり方、人間の社会のあり方として、死刑はない方向が望ましいという趣旨の記述は、やっぱり入れるべきだとは思っています。

でも、そこで、どうしても合意が取れない。そして、それはどうしても一般の方が、それによってかえって提言を読まなくなる。あるいは議員さんが死刑の問題を前に進める原動力がなくなるというのであれば、本当に苦渋ですけども、ない方向のほうが良いというご意見が多数なら、それに従わざるを得ないかなとは思っています。

ただ、やっぱり「あるべき社会のあり方」に関する記述は、入れたほうが絶対に良いと思っています。それは死刑がない社会なのか、死刑がなくても良い世の中なのか、それは並列でも良いと思うので、本来は入れたほうが良いと思います。

ただ、現状の日本の死刑制度がこのまま維持されれば良いというようなご意見はないというふうに理解しておりますので、それは明確に全員の一致の意見として打ち出していくということは必要かなと思います。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。中本委員の意見をサポートするご意見もあったということになりますが、片山委員、お願いします。

●片山委員 また、若干浮いてしまうような話をして申し訳ないのですが、私は先ほど藤本委員が触れられたように、当初、懇話会は先駆者的な取りまとめをするのではないかというふうに思っていました。と申しますのは、来年から、拘禁刑が始まります。これはどういうことかと言いますと、応報刑から教育刑に大きく矯正の世界が変わるということです。今までの議論というのは過去の話を下地に、今までこういうことがあったということは、私もよく勉強になったわけですが、これから例えば政府で検討していただきたい、あるいは市民の方に考えていただきたいということのベースになるのは、教育刑だと思います。教育刑の中に死刑はないと思います。ですから、死刑がないのは当然として、じゃあその先どうやって私たちの社会がより暮らしやすい、平和で安全な社会になっていくのかを是非、議論として取りまとめていただきたいと思います。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。ここまで、いろいろとご意見いただいたんですけども、この論点にずっと関わっているわけにはいきませんので、この辺でとりあえず多数の意見を方向性としてまとめるといたしますと、おそらく合意ができるのは、死刑制度、そしてその現状と言いますか、運用においていろいろと真剣に検討すべき問題というのがあると。それについては、国際的にもそういう目で見られているし、一方で、一般の方々、必ずしもその点については認識していないというあたりのことを述べた、そういう文章というものが最初に来るということで、同意いただくことはできますでしょうか。

●中本委員 最初の文章にあまり長々長々と書いても、おそらくこれはインパクトがないと思うんですね。やはり端的にこの懇話会の共通する、一致する文言を書くことが、やっぱりインパクトがあるので、問題点を長々書いてその結論を書いてというのは、私はむしろあまり効果がないと思います。やはり、結論部分をちゃんと書いて、その理由付けのところをどンドン書くのは良いけれども、やはり皆さんが読むのは、これはどういう結論を出したんだということが、一番関心があることだと思うんですね。

おそらく、これを出すとメディアの方も、これを報道するときに何を捉えて報道すべきかということになってくる。そうすると、4、5行の全員一致の文章があったら、ああ、これだということになるわけですね。だから、そういうことであまり問題点をだらだらと書くと、何が問題なんだということになって、問題がたくさんあるということは、読めば分かるんですけども、端的に結論を書くような全会一致の文言を私は探るべきだと思っています。

ですから、そういう意味では、再三にわたって皆さんのご意見を聞きたいのですが、やはり方向性については、「ない社会」が望ましいと考えるということについては、是非全員一致でやっぱり賛同していただけないだろうか。

それから、あとは公的な機関について、廃止という言葉だけじゃだめだというのであれば、そこは百歩譲って、これは日弁連の代表としては大変苦しい決断ですけども、存廃というのを入れても、私は全会一致に持っていきたいと、こういうふうに考えています。是非、そういう方向でまとまらないかと。要するに、短い文言でまとまることを考えていただけないかと、こういう

ふうと思います。

●井田座長 いかがでしょうか。それではまとまらないということで、これまで長々議論してきたのだと思いますが。

●林委員 ちょっと理解をしかねているんですけど、だからこそ、もちろん基本的に一致する部分を最初に短くポンと言っておくというのは、それができるなら良いですよ。ただ、もしそこになると、また議論が中本さんが考えられているような基本認識というものを掲げられて、そこに基本一致するなら、もうそれで良いと思うんです。そうすると、やっぱり文章の作り方の問題になるわけです。

だったら、もう構成を変えて、一番は、具体的提言をポンと入れて、こういう提言をする理由ということで、理由の中には基本的な考え方という、理由の中でも土台になるような、総論的な理由もあれば、それからあと各論ではこんな問題点があるというようなことが、各論では出てきたりするんでしょうけれど、また、その問題点の中でも、ここで問題点だと一致して考えている問題点もあれば、それは死刑制度と関係ないじゃないのという問題点も出てくる。それを議論するのが、きっと今日「委員の意見をお伺いしたい事項」というので、座長がつけられているところにそこにあると思うんですけども、そのようにしてあまり、だからこれは文章を作れるかどうかという問題に帰着しますが、本当に一致できる部分というのがあるならば、それをやる、中本さんが求めているようなもので一致できるところがあるなら、是非一番上に書けば良いと思うけど、そうならないんだったら、具体的提言があって、その次の理由というところで、議論の粗い部分と細かい部分と、だんだん散りばめて議論して書くというのも一つかと思います。

今の話の中で具体的に文章にしてみないと、なかなか決まらないと思うんですね。

●中本委員 具体的に、文言を私が言ったつもりなんですけれど、それが・・・

●井田座長 中本委員のペーパーに挙がっている文言では、どこにそれがありますか。

●中本委員 修正した意見を言ったつもりなんです。

●井田座長 短くご紹介下さい。

●中本委員 私の書いている主文案のところを見ていただいて、これ5行しか書いていないので、「当懇話会は、死刑制度のない社会を目指す」というところを、「死刑制度のない社会が望ましいものと考え」というふうに、ここを改める。「国民各界各層に対してこれこれを明らかにし」というのは、これはおそらく異論がないでしょうから、「明らかにし、国会または政府において、死刑制度の廃止に向けて」というのを「死刑制度の存廃について検討する協議会を速やかに設置することを求める」と。これが、私の言ってみれば妥協案というか、皆さんの一致する案にならないだろうかということで提案したいわけです。

それから、協議会の審議会は3年を目途として、その間、死刑の執行停止することを要望するというのは、これが一致できないのであれば、これはもう短いところは下に落としてしまって、具体的な提言としてはこの3行だけに留めるということです。それで、皆さんが一致できないだろうか、こういうふうに思うわけです。その文が一致できれば、あとは背景事情だとか何とかいっぱい皆さんの思いを書いたら良いし、皆さんの考え方をおっしゃるところで述べれば良い。それから、背景事情については、座長が言ったように、おそらく背景事情は皆さん同じように考えておられるんですから、座長に任せると。私は任せて良いと思っている。各論については、それぞれの意見があるので、これから意見を言ってもらって、私はこう考えるということをはどうだろうか、こういうふうに思います。そういうことで、どうか一致するようにお考えい

ただけないだろうか、こう思うわけです。

●林委員 私は今の話でいくと、それこそ、この部分で何を求めるか、具体的提言を主文に書いて、その主文の理由というので、例えばここでどう表現するかどうか分からないけれども、やっぱり死刑制度がないほうが理想なんだとか、そういうところはそちらのほうで書き起こしていったほうが良いと思いますね。

ここの主文には、具体的な提言のみを書くという対案です。

●中本委員 要するに公的機関を設置するという、1つだけ？

●林委員 とにかく提言することを書く。

●中本委員 そうすると、今、書いているのが2つあるわけですね。やっぱり実態及び課題を明らかにするというのも、1つの目的だと思うんですね。これが提言の中に入れられるかどうか。それから、公的な機関を設けることについては、おそらく皆さん、ほとんど異論がないので、ただ、どういう目的をもって設置するのかということについては、今言ったように、異論があったので、私は譲歩して「存廃に関する」というのでも構わないと思っているんです。

●藤本委員 座長よろしいですか。議論の方向なんですけど、これはいわゆる国会に対して協議会を設けてほしいという方向で動くわけですね。

●井田座長 はい。

●藤本委員 本当に国民に働き掛けるなら、私は、「死刑は即時廃止すべきである。その理由・・・」とやったほうが良いと思いますよ。反対の場合は、なお反対があると書けば良いんだけど、そうじゃなくて、懇話会の目的が、今のように国会に働き掛けるという話だったら、それはいろいろ書き方があるだろうと思うんです。だから、どちらの方向で行くんですか。国民に死刑の制度の議論をしてもらいたいのか。それとも国会に動いてほしいのか。どちらなんですか。

●井田座長 国会に、あるいは内閣府かもしれませんが、検討機関を設けるべきであるというふうに提言したときに、国民としては、そういう大きな問題があるんだと認識すると思います。国会に向けて提言を行ったときに、国民には関係ないということにならず、国民に対してもインパクトを持つことなのではないでしょうか。

●藤本委員 例えば、国民に対して提言するならば、「死刑は廃止すべきである。なぜならば、現在、どういうふうに死刑が執行されたか全然分からないんだから、刑罰として分からないような制度を廃止すべきである」という意見もできるんですよ、はっきり言えば。

●井田座長 そういうふうにまとまるのであれば、それも一つですが。

●藤本委員 国会に対してはできませんよね。

●井田座長 そういうふうにもし、この懇話会で、是非廃止すべきであるというふうにまとめることができるのであればいいですが。

●藤本委員 名宛人を誰にするかによって、懇話会の提言が違ってくるということはありませんか。

●井田座長 あるでしょうか。

●藤本委員 一緒にいけますか。

●井田座長 国会に向けてとなると、こういう提言になるが、国民に向けたときには廃止論になるというふうにはならないのではないのでしょうか。

●林委員 いいですか。私は非常に名宛人の問題は非常に大事だと思います。私は、もともこの懇話会は、懇話会で例えば死刑を廃止すべきか、存続すべきかを議論して、いろいろ調査して、

そして我々は死刑廃止の方向に決まったから、それで国民はそれ知らないだろうと。だから、国民よ、このように議論しろと。こんな高飛車な立場の懇話会では絶対ないと思うんですね。でも、この懇話会で私は、この懇話会が結果的に果たせば良いと思うのは、やはり私は政治的リーダーシップを日本の政治に発揮してもらうための一つの起点になれば良いかなとずっと思っているわけです。

真理として、廃止が正しいのか、存続が正しいのかというのをここで議論するようなそういうメンバーでもないし、私だってそんなの分からないし、だけれど、やっぱりこういう問題は各国みんな国会とか政治的リーダーシップで制度が変わってきたわけだから、この問題は。さっき、脳死臨調の話がありましたけれども、あれだって国会で、国民は何も議論がなかったですけれども、あれはやはり党派を超えてしっかり議論しなければいけない、非常に難しい問題だったから、ああいうふうになったわけですよ。死刑の問題も決して専門家だけが考えて良い話ではないんですよ。

ただ、国民にそれを投げ掛けたって、国民だって今まで関心がない国民が、関心を持つわけないんですよ。しかも、我々懇話会が言ったからといって、国民が関心を持つわけないんです。やっぱり我々が働き掛けるべきは国会だと思うんです。国会に対して。だから私は、この主文の中に、国民各層に対し死刑制度の実態、課題を明らかにして、これを目的のために提言するのというのは、それは違うんじゃないかと思うんです。ここはだから、政治的リーダーシップをとってもらうための提言、主文に私はすべきだと考えています。

●**中本委員** 実態を明らかにする名宛人は、やっぱり政府ですね。やっぱり責任があると思うんですよ。どういうふうな死刑の実態があって、どういうふうに執行しているかということ明らかにするのは、やっぱり政府でしょう。法務省かもしれないけれども。それはやっぱり我々は、これを明らかにしない限りは、国民には死刑というものがどういうものか分からない。いくら聞いてもあまりはっきりしない。千葉元法務大臣が、初めて刑場を明らかにして、そこで、こういうものかと一時分かったけれど、その後何も続いていないわけですね。ですから、これについては、やはり名宛人は、政府に対してそういうものを明らかにして、それで国民が判断できるようにすべきじゃないかというのが、これが目的。そういうことを同時にやりながら、国で議論していただく。国で議論すると言ったって、国民は何も分からないのに国だけがやると言ったって、政治家はやっぱり国民のほうを見ているわけですから、国民がそんなこと何の関心もないのに、政治家だけが判断するわけがないでしょう。だからやっぱりそういうことを明らかにして、そういうものかと分かってくると、例えば政治家が私は死刑制度反対だと言ったとき、初めて「そういうのは知っていますよ、実態は。だからそれは大いにやってください」と言うけど、今は何も知らないから、「そんなこと、先生やってもらっちゃ困る」と言う人が結構多い。平沢議員が言っているように、そんなこと言ったら票がなくなるという、これはまさに実態が国民に知られていないから、こういうことになるわけで、まずやっぱりそれを知らせることが国の義務じゃないでしょうか。それをやっぱり言うべきだと私は思っているわけです。

●**林委員** 政府に対してのメッセージは、いくらでも今まで日弁連も野党もずっとやってきているわけですよ、それは。それで、基本的にこれは政府が動くために、これ議員内閣制ですから、政府というのは国会と一体でもあるわけですよ。だから、政治的リーダーシップを発揮させなければだめだという意味で、政府に向けてやるべきだというのは、今までやってきて動いていないんだから。

●**中本委員** それは政治家がやらなくても、官庁、主務官庁がやる場合はなんぼでもありますよ。それは言い逃れだ。

●**林委員** 私はそんなこと言われても良いけど。それはね、官僚主義の批判でも良いけど、官僚に向かって批判しても動かないですよ、結局は。だから、今回の政治的リーダーシップというところに働き掛けたほうが絶対動くんじゃないかという意味で言っているわけで、それから、政治的リーダーシップというときに、皆さんは、政治の人たちは、この死刑の問題、あるいはいろんな情報の問題、知らないと思っているかもしれないけれど、そんなことないですよ。今までだって、刑場だって、国政調査権の発動の中で、あるいは国会議員にはずっと見せてきているわけだよ。だから、政治家の人たちは、そんなのは自分も知らなかったとは言えるかもしれないけれど、実は知っているんです。知っていても動いていないんです。それは与野党ともに。

●**中本委員** それは違う。知らないんだよ。

●**井田座長** すみません、ちょっとお話が別の方向に行っています。

●**中本委員** 政治家とも何人もこの問題で話していますから。何人もと話して、この死刑問題について、説明を聞いていますから。

●**井田座長** 今、事務局のほうから、こんな案ではどうかというので、案が参りましたので、これどうでしょう。「現行の死刑制度には制度上、運用上、問題があって、現状のまま維持しておくことは難しいので、国会または内閣の下に検討委員会を設置し、現状の死刑制度の問題との調査と存廃との結論を含めた具体的な検討を行う」。場合によっては、「廃止の可能性を含めて検討する」みたいなことを入れても良いかもしれない。こういうような、これ大体の文言ですが、こういうまとめ方だといかがでしょうか。

「現行の死刑制度には、制度上、運用上の問題があり、現状のまま維持していくことは難しい。国会または内閣府の下に検討委員会を設置して、死刑制度の問題点の調査と存廃との結論を含めた具体的な検討を行うことを求める」と提言する、というのではどうでしょうか。

「現行の死刑制度には制度上、運用上の問題があり、現状のまま維持することは難しい。そこで国会または内閣府の下に検討委員会を設置して現行制度の問題点の調査と廃止の可能性を含めて、存廃の結論を含めて具体的対策の検討を行うこと」というような内容で、細かなところはいくらかでも修正可能ですが、そういうのではいかがでしょうか。

お願いします、神津委員。

●**神津委員** 一番大きい概念として、さっき笹倉委員が言われた理想の社会というのは、やっぱり死刑制度がない、なくて済む社会だという趣旨は、私はやっぱり必要だと思うんです。それは、言うならば北朝鮮、中国、あるいは一部の中東の国というのは、死刑制度がありますねと。悪いけれど、彼らは専制国家、専制的な国家であって、社会として死刑制度はもうやめたほうが良い、やめるべきだということすらない。問題なのは、そういう国々と同じかというふうに見られているということだと思うんですよ。だからやっぱりそれは大きい方向性を、言ってみれば当然で、言わずもがなかもしれないけれども、そのことを言っておかないといきなり制度の問題に入っちゃうと、それはどうだという、やっぱりそういう、さっき岡野委員が言われたように、私もそうなんですけども、じゃあ何でこの問題を考えるのかということが、普通の国民の意識からすると、やっぱりちょっと遠いんですよ。だからそれは何らかのそういうものがないと、かえって見えなくなる。制度論の話ですかと。いきなり制度論ですかと。もちろん制度論が必要だから、そういう提言を国会に出すということなんですけれども、やっぱり大きいところのかぶせ方というの

は、何らかの形で僕は必要だと思います。

●**笹倉委員** さっき林委員がおっしゃったように、これを提言のところに書いて、理由のところに社会のあるべき姿というのを書くという方向でも良いのかなと、個人的には思うんです。それは神津委員、いかがでしょう。

●**神津委員** 場所の問題、これなかなか難しいと思うので、最初にどういう言い方をするかというのは、それとの兼ね合いだと思いますので。ただ、やっぱりこれ全体に言えるんですけども、できるだけ平易に、という中で、そのことは今申し上げたことは触れてほしいなと思います。

●**金高委員** 私はそうは思いません。理想の社会というのは、おそらく死刑がなくて良い社会なんです。悲惨な、ものすごくひどい事件が横行していても、死刑がなければそれが理想社会かという、そうとは思えないんです。例えば今、さっき言いましたように、ヨーロッパの主要国では犯罪発生率が日本の3倍、4倍ありますよね。じゃあイギリスが理想か。そういう社会が。私は決してそうは思えないんです。むしろというか、もちろん北朝鮮とか、非常に権力者のために死刑があるような、あるいは人権を無視した判決や執行があるような、それは当然否定されるべきだと思いますよ。

だけど、本当に理想なのは、死刑なんかなくても良い、そういう平和な社会、それを説くのなら良いんです。でもそれだったら、社会づくりの議論になっちゃう。死刑制度を議論するのであれば、ここまで書きちゃうと、中本委員がおっしゃるように、私の理想も読み込めというのはちょっと日本語として無理です。

●**神津委員** 結局、死刑制度がないと、凶悪犯罪というのはなくならないというふうに分かるんです。私は、それで本当に良いんでしょうかと。だから、そのこと自体をやっぱり問うべきなんであって、したがって、死刑制度がないと凶悪犯罪はなくなるというふうに分けてしまうと、議論は一步も前に進まない。北朝鮮、中国、一部の中東国家には悪いけれども、彼らの社会というのはやっぱり死刑制度がないと、凶悪犯罪なくなるというふうに分かる、それは専制君主的な人が、あるいはその体制がそう分けてしているわけですよ。そういう国とは日本は違うでしょうということ、何らかの形の表現で、私は明らかにしないと、やっぱり国民にとって、じゃあこの問題を何でこうやって取り上げているんだということに頭の中で結びつかないと思うんです。

●**井田座長** ありがとうございます。冒頭の議論だけで時間がこれだけ経過しているので、これ以上、もう時間を割くわけいきません。この①の方向性、基本的認識は削除して、いきなり具体的提言から入る。要するに、国会または内閣の下に云々と、こういうふうな文章で始まるような提言にする他ないということになりませんか。両方の意見が完全に拮抗して合意を得られないわけで、力づくで多数決というわけにいきませんから、②の具体的提言から始めるような取りまとめの文章にしたいと思います。

では、次の具体的な提言部分もこれでよろしいかどうか。国会の中、または内閣の下に検討のための会議体を設置して、現状の死刑制度の問題の調査、存廃の検討を含めた改善、改革のための具体的検討を行うことというのを求めるというような、この点は今までの議論でよろしいということですか。「存廃」と入っていれば、合意が得られるということでもよろしいでしょうか。ご意見ございますか。

●**中本委員** 不満です。方向性をやはり掲げるべきだと私は思っていますが、どうしても皆さん一致できないのであれば、具体的な提言だけして、その後ろのところにそういう意見を書

くということにならざるを得ないのかなと思っています。いずれにしても、私は金高さんに相当な妥協をしたんだけど、金高さんもなかなか私の妥協に応じてくれないし、林委員もなかなか同意をしてくれないので、同意をしていただけるのは、そういう協議会を作ることについては、これはもうお二人とも賛成だということですよ。それから協議会の中で議論するのは、廃止に向けてではなくて、存廃だということであれば良いということですよ。

そういうことであれば、日弁連推薦委員としては内心、本当に残念でありますけれども、これはまた懇話会の意見として、皆さんが一致できるところがそこであれば、そうですね、やむを得ないと思います。

●井田座長 ありがとうございます。井田香奈子委員、どうぞ。

●井田香奈子委員 1点確認なんですけど、中本委員の案に入っていた2つ目の項目ですね、この一時的な死刑執行を協議会もしくは調査会ですか、検討委員会を続けている間は、一時的な執行停止をするということ自体は、何かの制度について、存廃を含めた議論をするときに、片や、執行を続けながらというのは現実的ではないと思うので、私はこの2つの要素というのは、セットなのかと思っていたのですけれども、この時限的な執行停止を入れることというのは、皆さん、そんなに違和感があるのですか。

●井田座長 それは次に議論しようと思っていたところです。

●井田香奈子委員 そうですか。

●井田座長 ええ。中心的な提言自体は全員一致で出すものです。次に、より踏み込んだ具体的提言がいくつか考えられると思います。その中に1つは、2年なら2年、3年なら3年、検討している間は事実上、執行はやめてほしいという形の提言をそこに加えるかどうか議論されるべきです。その点について見解が分かれるとすると、それが多数意見であったとか、そういう意見も強かったというような形で入れることは可能です。もちろん、その点について全員が一致すれば良いと思うんですが、たぶん一致しないのではないかと思ったので、それは別途検討しようと思ったということです。どうぞ、藤本委員。

●藤本委員 死刑廃止を前提としないという意味で、中立的な形でコンセンサスを得られる具体的提言としては、被害者と被害者遺族の支援を充実させるというのは、これは具体的提言として皆さん一致して賛成されるだろうと思いますので、そういうものを取り上げて議論してはどうですか。

●井田座長 それは、私にとっては第3の構成部分であり、設置されるべき検討会に対するメッセージとして、この点についてはきちんと検討してほしいという具体的提言を示すときに、全員一致の提言としてこういうのがあると述べることは可能だと思います。具体的提言の中には、全員一致のもののほか、多数の意見がそういう趣旨だったとか、あるいは多数意見ではないけど、少数の委員が強く主張したというようなことを含めて、個別的に10、20並べていくと良いのではないかと私自身は考えたのです。そういう趣旨です。

●林委員 私も今のように停止の問題は、やはり基本的には協議会が判断すべきことだと思うんですね。協議会の出発点は存廃の議論をするわけですよ。もちろん廃止と決めている人たちは停止すべきだと言うし、いや、そうじゃない、その中には国会議員の中で俺は存続だと言って議論に入る人もいるわけだから。その人たちにとってみれば最初から停止するのということになるわけで、ロジックとしてこれは存廃についての議論してくださいと言う以上は、停止もしなさいよというのを併せて提言することはできなくて、それはだけでも、そのうちに議論していくと、

やはりこれは議論の方向性が廃止のほうに行きそうだなと考える会議体が、じゃあここは停止をしていこうと言って、その順番で出てくる話だと思うんです。だから、あらかじめ、我々が提言するときに、ここで議論しなさいと。その上で、これは停止した上で議論しなさいということは、それは言えないんじゃないかと私は考えます。

さっきのその後の会議体へのコメントの中で、こういう意見があったと、懇話会からね、そういうものを伝えるのは良いけれども、提言の中身として停止をセットに提言するというのは、こういう提言をする以上はないかなと、私は考えます。

●井田座長 分かりました。大多数の意見はそういう見解だったという形のものが入ったとしても、それはあり得るといえるか、構わないということだと思います。

はい、どうぞ、笹倉委員、お願いします。

●笹倉委員 座長のペーパーの1-1の具体的な提言の文言なんですけれども、さっきから何度かお話が出ていますとおり、現状に関する十分な情報を踏まえた、「充実した議論ができるような」というような一言は加えたほうが良いのかなと思いました。

あと、先ほどの事務局案だと、廃止の方向を含めたみたいな表現になっていたと思うんですけれども、私はそちらのほうが良いかなとは思っています。

●井田座長 また、議論が再燃することになりますが……。現状の死刑制度の問題点の調査というのをもう少し強く書くべきだということでしょうか。

●笹倉委員 調査を何に基づいて行うのかということなんですけれども、十分な情報を踏まえたとか、現状に関する正確な情報を踏まえたとかを入れないと、と思います。私、この懇話会ですごく忸怩たる思いがあったのは、何人かの委員からも出ていましたけれども、やはり十分な情報を踏まえてはいないのかなと。つまり、法務省の側などが、すべての情報開示することには消極的なんですよ。だからそこは入れても良いのかなというふうに思いました。提言するのであれば、もうちょっと。

●林委員 私は、その点は、国会に議論しろということですよ。国会は国政調査権を持っているんです。それで今までも実は国会ではいろんな議論していて、みんな国会議員は知っているわけですよ。みんなとは言いませんが、当然、この議論をしようとしたら、当然国会は国政調査権を背景にして、いろんな資料提供を当然政府にするわけであって、それを政府というのは議員内閣制の下で断るなんていうことはないわけですから。だから、そこは国会というのは別の会議体に議論をお願いするときに、政府に向かってこの今回議論するところに、政府は協力することというのを提言するというのは、それはロジックで分かるけれど、もはや私は、実は今の国会議員の人たちでこれに関心のある人たちは、いろんな情報は知っているわけです。きっと中本さんがお話しした人たちは全くもともと関心のなかった人たち。そうでないと断れないわけですから。

●中本委員 それは言ってもしょうがないことなんですけど、やはり我々委員だって、このヒアリングの中でどれだけのことをすでに知っていましたか。林委員、全部知っていましたか？このヒアリングの中身の事実関係について。私ですら知らないことがいっぱいあった。そういうことを国会議員が全部知っているなんて到底考えられません。だから、やはりそれは国会議員は多くの事実を知らない人が多いんだということを前提に考えなければいけない。

●井田座長 たしかに後の第3の構成部分のところ、具体的にこちら側の要望事項の中に、これまで情報公開が必ずしも十分じゃなかったもので、その点については、十分な情報を集めてほしい。そのときには内閣としても協力してほしいみたいなことを書くのは可能だと思います。

お願いします、佐藤委員。

●佐藤委員 今回の座長の言っていることは、3番目に入れるということですか、その情報。僕は笹倉さんの意見と同じで、情報公開の部分が非常に足りていないということは、もしこの委員会として認識が一致できるんだったら、そこは一つの形としてプレッシャーを掛ける意味でも、入れないと。僕はすみません、国会議員がそんなに關心持っているとは思っていないですよ。これの提言の中にそういったことを入れることで、国会議員は逆に認識するんじゃないかぐらいのことを思っているわけですね。私は死刑の情報公開という点において、法務省を全く信用していません。死刑の議員連盟に対しても、例えば何かを見せろと言ったところで、保安上の問題がありますから見せませんというようなことを平気で言うてしまうわけですよ。だから、どういった形で国政調査権を使うか分からないですけども、そういったある程度の問題点があるということをもし共通の認識としてできるのであれば、制度の問題として、ここは議論する以上、はっきりと正確に情報を提供しなさいよというぐらいの意思は、懇話会としては示すべきなのではないかというふうに私は思います。

●井田座長 ③のカテゴリーの中では足りないということですね。そういたしましょう。たしかに、これは③のカテゴリーではあまりにも低から、②に上げる、ということは可能です。③の中で全員一致が可能であれば、②に上げることもあり得るでしょう。では、この②については、時間が相当に経過しておりますので、これでよろしいでしょうか。坂上委員、いかがでしょうか。

●坂上委員 困惑しています。

●井田座長 また後でご意見を伺いすることにして、それでは、6時10分になりましたので、いったんちょっとお休みを入れたいと思います。

●川村事務局長 ちょっと早いですが、ここで休憩を取った後でまた6時半から始めるということでもよろしく願いいたします。

(休 憩)

(再 開)

●井田座長 それでは、会議を再開したいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、②の会議体の設置等々については合意が形成されたとして、より踏み込んだ懇話会の提言が可能かどうかということで、次の段階の検討に参りたいと思います。

これは多数、少数分かれても構わないので、具体的な改善提案、ないしは具体的な問題点の指摘をここでリストアップできればと思います。そこで、たたき台として資料の1-1のところに一応問題点を並べておきましたし、また1枚めくっていただくと、論点整理としてこれは事務局のほうでいろんな問題、これまで出てきた問題をリストアップして下さっているもので、こういうのをご覧になりながら、順次この点は是非こういうふうに変えていってほしいとか、この点は是非こうしてほしいとか、この点は非常に問題が多いというようなことをご指摘いただき、提言としてまとめていければと思っています。

一応便宜上、私のこの書いた順番で言うと、現行の死刑制度、どういうところに問題があるか。捜査、裁判、再審手続、執行手続の中でどういう問題があって、今の現行法を前提にして、じゃあこういう点は変えていくべきじゃないか、こうすべきじゃないか、こういう制度は入れるべきではないかというようなことをもしご指摘いただければと思います。いかがでしょうか。お願いします、藤本委員。

●藤本委員 死刑廃止を前提としないでニュートラルな提案でもう1つは、世論調査の質問内容

を変更してほしいと思います。これは国会で是非議論していただいて、統一した形、死刑を廃止する、存置するとはっきりと明言するような内容にしてほしいと思います。世論調査は5年ごとに行われておりますので、今年間に合うかどうか分かりませんが、是非そのあたりお願いします。

●井田座長 ありがとうございます。それは事務局でまとめてくださったところで言うと、7の世論と死刑廃止の動向についてというあたり、調査のことが出てきていますけれども、この中で聞き方、尋ね方について、現状とは変えていただきたいという提言を入れることは可能です。これも具体的にこういうふうに変えるべきだというようなことがもしあればですけども、今の段階ではそこまではないですね。分かりました。その点、こちらのほうも調べて変え方について提案をさせていただき、後でそれをご検討いただくということにしたいと思います。承知しました。

他にございませんでしょうか。今、どの問題でも結構ですので、どうぞ。笹倉委員、お願いします。

●笹倉委員 時間もないと思いますので、簡単にお話しします。現行の死刑制度について、今のままで良いと言えるかという点は、たぶん全員一致して、今のままで良いとは言えないということではないかと思います。井田座長のペーパーの「委員に意見をお伺いしたい事項」の1番目なんですけれども、現在の死刑事件に関する手続について一番の問題点は、まず事実認定の誤りの問題ももちろんありますし、死刑事件に限られないと思うんですけれども、特に量刑手続の問題点というのが、これまでの議論でも浮かび上がってきたのではないかと思います。死刑判決が本当に死刑にふさわしい事件に対して言い渡されているのかと言えるのかどうかについては、相当程度踏み込んだ検討が必要なのかなというふうに思っています。

事実認定について言えば、袴田事件がやはり一つの契機になるかなとは思っています。具体的な事件の検討を通して、何が事件の誤りの原因だったのかという検証・分析と、その改善策が必要です。おそらく1966年の当時の刑事司法と今の刑事手続のあり方は大きく変わっているところがありますけれども、でも、共通する部分もかなりあると思いますので、そういう意味では袴田事件を踏まえた改善策を考えていただく必要があるかなと思います。

これまでの法制審議会などの議論を見ていますと、具体的な事件についての分析を避けるというような傾向があったと思うのですが、こと袴田事件については、具体的な事件を通して検証するという姿勢が必要かなというふうに思いますので、そのあたりを是非盛り込んでいただきたいと思います。

あと、死刑事件の量刑の誤りが本当になのかという点については、この懇話会でも申し上げてきましたけれども、特に減軽事情の弁護活動や証拠採用が、現在のままで良いのか、あるいは量刑審理のあり方について検討する必要があるのではないかと盛り込んでいただきたいです。まず、刑事手続の最初に、当該事件が死刑の適用がありうる事件であるということが検察官から明示されるべきだと思いますし、それは起訴時、あるいは公判前整理手続の段階で行われる必要があると思います。またいったん死刑事件であるということが明示された後は、弁護体制のあり方を強化していく必要もあるかと思っています。

また、減軽証拠をかなり幅広く公判廷で取り調べていく必要ももちろんあると思いますし、評決に全員一致制を採用するか否か、あるいは必要的上訴制度をとるべきではないのか。もっと言うと、その後の執行までの手続であるとか、執行に至るまでの制度、運用のあり方、そして執行

方法のあり方についても、検討を行うような内容を入れていただければと思います。

●井田座長 ありがとうございます。後で、場合によっては文章にして出していただくことをお願いするかもしれません。刑事手続で、死刑の可能性があるといったときに、たまたま弁護人が一人しかいないというときに、何らかの形で複数弁護にするとか、あるいは日弁連がバックアップするとか、そんなことってできるものなんですか。

●笹倉委員 それはできると思いますし、現在も死刑の可能性のある事件となった場合には、複数選任の申立てはしているというふうには思うんですけども、ただし、必ず当該事件が死刑求刑される事件かどうかということが分からないので、無期懲役かもしれないなどと思って弁護活動していたら、実は死刑が求刑されたという例もあるというふうに聞いておりますので、そのあたりは当初から死刑事件であることを明示した上で死刑事件にふさわしい弁護体制をとるべきだというふうには思います。

●井田座長 あまり長くない文章で、まとめていただけると大変ありがたいかなと思います。

他に何かございますでしょうか。再審手続とか執行手続の中での問題点、佐藤委員、お願いします。

●佐藤委員 この再審手続なんですけれども、最近、再審中の死刑囚に対する執行が行われていると思うんですが、これについて、法務大臣の会見とかを見ると、再審の濫用については、そうはっきり言わないですけれども、ちゃんとその場その場で再審が適切なものかを判断して執行しているみたいな言い方をしているのですが、実は再審が適切かどうかという判断するのは裁判所の話であって、それを法務大臣が、これは再審にふさわしくないということで執行するというのは、三権分立の話からすると、いかがなものかという疑問はあるんですね。そういう意味で、再審の手続または権利というものを一種整理する、またはちゃんと権利として確立していくというところの話の整理は必要なのではないかと私は思います。

●井田座長 刑事訴訟法の分野でそういう研究はありますか。

●笹倉委員 そうですね。再審請求中の死刑執行の問題については、葛野尋之さんとか、田鎖麻衣子さんとかが論文を書かれていますので、そういったところもまとめておく必要はあるかなとは思っています。

確かに、たぶん裁判所の側にはこの事件が本当に再審にふさわしいのか、濫訴というのをよく言うんですね。つまり、ためにする再審というのがあるのではないかというふうに言われることがあって、おそらく法務省の中でもそういう形で処理されてしまっている事件が、最近、表面化しているというふうに思うんですけども、やはり再審を受ける権利、あるいは再審を申し立てる権利のあたりは必要だと思いますし、特に今死刑が急に執行されてしまうという中で再審を申し立てるべきかどうかということも分からない。あるいは再審段階での弁護権の保障がないので、弁護権の保障がない。というのはつまり国選弁護制度がないのでという意味なんですけれども、そのあたりはやっぱり問題点としては挙げられるかと思います。アメリカでは通常審の手続が終わった後もずっと国選弁護制度、公的弁護制度が死刑事件については保障されるということになっていますので、この点は日本の課題かなとは思っています。

●井田座長 片山委員、お願いします。

●片山委員 被害者問題にも絡むんですけども、死刑執行に当たり、今一度、遺族の意見を聞く機会を設けていただきたいという気持ちがあります。と申しますのは、長い時間の過程の中で被害者も被害感情が揺れ動きます。公判段階では極めて厳しい処罰感情を持っていたものが変わ

ることもあると思います。ですから、執行に当たっては、三審制プラスアルファになるのかもしれないのですけれども、もういっぺん被害者から死刑執行についての話を聞く。その結果、被害者が死刑を望まないと言ったら、それを受け入れてもらいたい制度を作って欲しいという希望があります。

それは例えば仮釈放審理において地方更生保護委員会が行う意見の聴取という制度があります。それによって決定が覆るかどうかわからないのですけれども、今の現行制度の中でも意見を最終的に聞くという制度はあるにはあるので、死刑執行というのはとても大事なことなので、もういっぺん聞いてもらいたいということです。

●井田座長 お願いします、藤本委員。

●藤本委員 今、片山委員の意見の中で出ましたが、死刑問題、死刑執行を前提にして話をしているのですが、矯正の分野でも令和5年、去年の12月に刑の執行段階における被害者等の心情聴取・伝達制度というのができました。これは来年の6月1日の拘禁刑の執行に向けての準備なんですけど、実は今日、私、高等科の矯正研修所の入所式に出てきて、その時に幹部の方のお話を聞いたのですが、去年の12月からすでに80件の被害者等の心情等の聴取・伝達制度が施行されたと言っていました。いろいろと困難なものもあるんですけど、うまくいっているものもあるということです。

ただ、これは先ほどの話にもありましたように、更生保護の段階では仮釈放の時に、被害者の心情等の聴取伝達制度がすでにありますから、それを矯正の分野に持ってきて、刑の執行段階でそれを実現していこうというものです。そして、今、矯正局で考えていますのは、矯正の分野では、A級、B級という形での犯罪傾向の進んでいる者、進んでいない者という分け方はやめるといことになりました。片山委員が応報刑から教育刑に変わったという話がありましたが、応報という考えをやめまして、そして実際問題として16種類の矯正処遇課程を設けてそれで個別処遇を徹底していこうという、体制がすでにできていますので、被害者等の心情等の聴取・伝達制度は拘禁刑導入に先立って矯正の分野でもうすでに12月から実行されておりますので、そういう制度があれば被害者の気持ちを加害者に伝えることができると思います。

現在、各刑務所では男女複数の被害者担当官というのを設けて、被害者担当官が実際に被害者に伝達をするという制度をとっていますので、実際にも被害者が要求した場合には、被害者の意見を文書にして、それを受刑者・院生に読み聞かせて、受刑者の反応、少年院の在院者の反応を聞いて、それをさらに文書にして被害者に伝えるということを実現していますので、これがすでに9ヶ月間で80件実行されていますから、そういう意味では有効な制度だと思います。

●片山委員 私は、矯正局から依頼されて研修に関わっております。実際に私が矯正教育でお世話をした受刑者さんにも何人か申出があつて、本人はかなり被害者の声を聞くのが辛かったらしいのですけれども、結果、すごく良かったという話を教育専門官から聞いております。ですから、その制度がうまく運用されていくことを私も期待しております。

●藤本委員 もう1つ、ニュートラルな制度としまして、無期刑の執行のあり方を検討するということをやりに国会にお願いするんでしたら、本当は死刑廃止の方向で提言するのならば提案はたくさんあるんですが、死刑廃止の方向性はだめだと言っていますので、なかなか提言が難しいのですが、無期刑囚の執行のあり方を検討する。これはニュートラルで提案できると思いますので、この提案はどうでしょうか。

今、実際に30年以上刑を執行しないと、仮釈放しないんですよ。というのは、有期刑の上限

が30年になっていますから、30年経たないと仮釈放しないんですね。実際に法務省の規則とか通達にもそう書いていまして、もしも無期徒刑でどうしても仮釈放の理由がないような場合には、30年経ったら自動的に仮釈放の審理を開始しましょうと。それでだめならさらに10年、そしてもう1回さらに10年というのですが、これじゃあ生きていないと思うんですよ。50年ですからね。これを刑法28条の10年を経過したら仮釈放できるという条文と照らし合わせてみますと、問題があると思います。無期徒刑が終身刑化していると言われますけれど、そのあたりのところをどうするのか。死刑の代替刑として仮釈放のある終身刑を考える場合でも、重無期徒刑で20年と言っていますが、それは無理ですよ。実際には30年経たないと仮釈放しませんから、現行法の場合は重無期徒刑として20年で仮釈放というのは無理ですね。それは運用の問題次第なのでどうなるか分かりませんが、すでに決まった法務省の規則・通達がありますから、どうしてもそれに縛られて、矯正当局は動かないだろうと思います。そのあたりの検討もお願いします。

●井田座長 片山委員、どうぞ。

●片山委員 いわゆるマル特無期は50年経たないと仮釈にならないと噂されております。実際に、無期囚だった人の社会復帰を私も応援しております、いろいろ交流があるわけですが、無期の受刑者だった人は一生、保護観察官の監督の下に置かれます。これは正直言ってかなり厳しい現状があると思います。私は個人的には無期徒刑は終身刑だろうと思います。私も無期懲役の人を何人か教えて、何人か社会復帰を果たしているわけですが、保護観察官の監視が厳しくて、遵守事項違反で再び刑務所に戻ってしまった人も複数名おられます。それをまさに社会がどう考えるのかという課題だと思いますので、是非皆さんでもうちよつと無期囚の人の処遇も考えていただきたいなというふうに思います。

●井田座長 今の問題は、日弁連のいわゆる代替刑の提言とも関連しています。特別刑をと言っても、もうすでに現行の無期徒刑自体が終身刑化しているよねということになると、死刑に代替する刑が、代替する意味を持たないじゃないかというようなことになってきます。それと関連する議論ということになりそうです。

●藤本委員 それはニュートラルでたぶん具体的な提言として入れられると思うんですね。ただ、先ほど片山委員がおっしゃいましたように、実際に仮釈放しても、死ぬまで保護観察が付くんですよ。一生、国家の監視が付きますから。それが現在の無期徒刑の現状ですからね。ただ、日弁連がおっしゃっている代替刑を考えると仮釈放のある終身刑を考えると、やっぱりそれが大きな問題になってくると思います。無期徒刑は、無期ですから、死ぬまでということが可能なものですから、そのあたりは死刑廃止か存置かに関わらず、一応現行法上の無期徒刑執行制度の検討は必要であると思います。

それから、坂上委員が、よくアメリカの場合で仮釈放のない終身刑は反対だとおっしゃっていますが、今、私が考えていますのは、来年の6月1日からいわゆる拘禁刑が導入されて、いわゆる刑務作業が懲役刑の内容としての定役として、所定の作業として課されるということがなくなるんですね。明らかにこれは犯罪者の改善更生と再犯防止を目的にしていますので、仮釈放なしの終身刑を考えると、その終身刑囚に対する特別プログラムを考えれば良いと思っています。やはり社会復帰を前提としても、犯した罪は反省しなくちゃいけないので、教育的プログラムは必要ですよ。さらに考えて重要なのは、刑務作業で一番作業効率の良いものを終身刑囚に与えれば、月に大体最高で2万円ぐらい作業報奨金が入るんです。年間24万になりますから、いわゆる終身刑囚がお盆と正月に被害者に対して10万ずつお金を送ること自体でも、かな

り被害者の気持ちが緩和されると思います。今までと違って終身刑の特別プログラムを考えることが、来年の6月1日から可能になりますから、そういう特別処遇を徹底すれば、私は仮釈放のない終身刑が死刑に代わりうると思うのです。坂上委員は仮釈放のない終身刑に反対されていますが、アメリカと日本とはかなり事情が違って、日本の場合には来年の6月から大きく制度が変わりますので、私は特別プログラムの創設は可能だと考えています。

●**坂上委員** 一言だけ。制度は違うんですけど、前回、私がアメリカで終身刑の仮釈放者の方々から聞き取りをしたことについてプレゼンさせていただいた時に、いらっしやいませでしたよね。20年前の終身刑の状況と、今のアメリカの、特にカリフォルニア州の状況は大きく変わって、彼らは更生プログラムを1人10種類以上、16種類とか20種類とか複数のプログラムを受けています。修復的司法のプログラムを受けていたり、組織犯罪から脱するためのプログラムを受けていたり、本当にびっくりするぐらい更生のためのプログラムを受けています。絶対的終身刑の人ですら、減刑されて出所できる可能性がアメリカでは大きくなっていて、カリフォルニアでは1年に千人単位で終身刑受刑者が仮釈放されていて、出所後もプログラムが義務付けられていたりします。それはアメリカではこの10数年の間、更生に力を入れてきた結果、刑務所でも社会でも更生する、という考え方にシフトしてきたということをお知らせします。

ただし、日本で絶対的終身刑がもし制度化されたら、そういうふうな変化が簡単には起こらないと思う。日本人のメンタリティ、法務省とか制度側の人間のメンタリティとして、そんなふうな柔軟な対応はできないと思うので、そういう意味でも新しい制度の導入には、私たちはすごく警戒しないとイケないなというのは常に感じているところです。

●**井田座長** ありがとうございます。それでは、時間の関係で、次の問題に行くことにしまして、死刑確定者の処遇、それから、死刑の執行方法、長期収容者に関する情報公開等々については、どういう問題があるか。佐藤委員、お願いします。

●**佐藤委員** これについては、非常に問題が多いと思っていまして、まず死刑確定者の処遇についてなんですけれども、基本的に死刑が確定した段階で社会からほぼ断絶される状態になって、よく言われるのが、死刑囚というのは執行で生命が絶たれる前に確定によって社会的な生命が絶たれると。さらに、ほぼ孤独な状態の中でいつ死刑が執行されるか分からないという恐怖を味わわせると。

ここで問題となるのが、1970年代ぐらいの刑務官の方のお話を聞くと、東京拘置所でも集団処遇をして、前日告知であったりとか、今から見ると割と緩いと言ったらあれですけども、非常におおらかな処遇をしていたという時代があったのですが、これがなぜ、このように変わっていったのかというところがまず一つ、明確な説明を法務省もしていない。大阪の裁判でもこれについては明確な答えをしていなかった。

もう一つ、こういった恐怖を味わわせて執行を迎えるということも、死刑の中に含まれるのかというような問題があると思うんですね。死刑というのは、死刑囚が首を吊るされて死ぬということが受刑なわけであって、おそらくアメリカとか、1970年代の処遇は、それまでは受刑の前であるから、未決に準じた処遇ということで自由を認めていたと思うんですけども、それが今は恐怖を与えることも死刑の一つというような感じになっていると。これは処遇として死刑のあり方として適切なのかということころは、十分議論すべきことではないかと思います。

もう1個、やはり情報という意味では、全く公開されていないので、これは半分冗談、半分本気で言うんですけど、死刑執行の記録とかを情報公開で取り寄せると、真っ黒なわけですよ。

いわゆる海苔弁みたいな。これは本当にこの人が執行されたのかも分からないんですよ、極端に言えば。例えば、オウムの幹部とかがまだ生きているという陰謀論が出たっておかしくないんですね。つまり、なぜここまで隠すのかというところの論理がもしあるんだったら、そこはやはり知りたいし、そこに妥当性があるのかというところを、検討会ができるんだったらそういうところ。または、一般の国民が、確かにそれだったら情報隠してもしようがないよねというふうに思えるのか。そこがやっぱりロジックとして分からないというところがあります。いくら聞いてもそこは法務省と、例えば我々取材する側というのは噛み合わないわけなんですけれども、基本的にマスコミの立場、報道の立場から言うと、権力が何かを隠すということに対して、我々はそこに突っ込むというのが仕事であって、その隠す理由というのは一体何かというところの理由が分からない。しかも、その隠しているものというのが、国家の権力の究極の行使のものである。それをなぜ言わないのかというところは、やっぱりどう考えても理解ができない。それで国民的な議論を進めて、死刑に対して議論をしようと言ったって、議論の材料がないわけですから、そこに対しての問題点とロジックというものが何なのかという、その疑問というのは、きちんと示すということが必要だと思います。

●井田座長 執行に携わる人の側の人権という問題もあります。

●佐藤委員 それも、執行に関しては、この前も前回、元刑務官の方がいらっしゃってくれましたけれども、基本的に拒否する人はいないということでしたが、それはできないのかという、できない状況なのかという疑問もありますし、結局、懇話会事務局として法務省に執行に携わった方の話を聞きたいと言った時の拒否の理由は、思い出したくないと。逆に言うと、そこまでのことをさせているのかというふうにも思うわけなんです。

これはもともと刑務官がそういったものを前提として、死刑の執行を前提として刑務官になる人というはおそらくいないと思うので、そういったことを刑務官にやらせること、または、そこにおそらく拒否できない論理が働いているということ。そこに対して執行する側の負担というのはどうなんだろうというところは、やっぱり考えなければいけない問題ではないかというふうには思います。

●井田座長 ありがとうございます。死刑確定者に対して、単に生命を奪うだけじゃなくて、その過程で恐怖を与え、苦痛を与えることも刑罰の内容だという考え方というのはあるのでしょうか。刑法を専門にしている人間にとってみると、生命を奪うことだけが刑罰の内容なので、それに加えて何らかの付加的な苦痛を与えとか苦しみを与えるというのは、本当はあっちゃいけないことで、もし苦痛がより少ない執行方法が他にあればいけない問題ではないかというふうには思います。

●笹倉委員 執行自体については、大阪地裁が此花のパチンコ店の放火殺人事件の判決の中で、「死刑に処せられる者は、それに値する罪を犯した者である。執行に伴う多少の精神的・肉体的苦痛は当然甘受すべきである」としていました。執行に至るまでは、いわゆる「心情の安定」のためという理由で、いろいろな苦痛が覆い隠されていると思います。執行がいつ来るか分からない、それに至るまでにいろいろな制限を受けるというのは、「心情の安定のため」という表現で覆い隠されている点があるので、その心情の安定論というのにはやはり踏み込むべきかなとは思いますが。

●佐藤委員 1点だけ良いですか。心情の安定というのは、本当に法務省のマジックワードみたいな感じで、これを言えばすべて解決、言わない理由になっているというところが、本当にそう

なのかというのを誰か検証しているんですかね。

アメリカで死刑囚に取材した時に、日本では、心情の安定という、あなたの心情を乱さないために、死刑囚って誰とも会えないんだけどもと言ったら、そんなことをされたら僕は狂うと死刑囚が言ったことが、非常に僕は印象に残っているんですけども、その理由も含めて、やはりちゃんと知りたいですね。何か、みんな台詞のように言っているだけで、本当に心情の安定ってどうなのかというところは、誰も考えていない気がするんですね。そこは非常に空虚なものを感じると思います。

●井田座長 ありがとうございます。どうぞ、藤本委員、お願いします。

●藤本委員 ご存じのように、死刑囚は、受刑者ではありませんから、受刑したら亡くなってしまいますから、刑務所ではなくて拘置所に入っているんですね。未決と同じなんです。したがって、特別な処遇プログラムがありませんので、拘置所の日程に従って行動をしているんです。

ただ、担当する人は個別的に死刑囚を担当していますから、少年と同じように一対一の関係でのコミュニケーションはなされているんですね。余暇の時間は、再審請求であるとか、恩赦の請求であるとか、上訴権の回復であるとか、そういうことをやって、ある意味では時間を費やしているということになりますよね。

もし希望すれば、篤志面接委員や教誨師と会うことはできるんです。私は、実際処遇したことがありませんから、いわゆる矯正職員の話なんですけど、かなり毎日毎日を、死刑囚もいつも何かイライラしているのではなくて、安定した日常生活を、自分のプログラムに合わせて行動していると聞いていますので、苦痛でどうしようもないというような状態ではないことは確かであると思います。

ただ、私は特別な処遇していませんので、はっきりしたことは言えませんがね。一応、各拘置所での処遇は日課に従ってやっていて、他の未決囚と違って個別処遇をやっているようです。本人の希望に従ってやって、以前は、例えば、カナリヤを飼いたいとか、植物を育てたいとか、そういう希望は聞いて、それぞれに対応していたようですね。

●佐藤委員 すみません、今カナリヤを飼えるんですか。カナリヤを飼えるって、僕 1970 年代、80 年には聞いたことありますが、今はだめですね。びっくりした。それがなぜかというところも知りたいですね。昔は緩やかな処遇がなぜだめになったかということ。びっくりした、今も飼っているかと。

●井田座長 面会はどうなのでしょう。誰かに会いたいということがあれば、面会できるものなんでしょうか。

●坂上委員 私は、個人的に十数年会っていた死刑囚がいます。確定前は死刑囚本人が了解すれば基本的には会えると思いますが、死刑が確定すると、直系の家族以外には最大 4～5 名程度まで。条件が厳しいです。まず、確定する前に複数回面会していたという実績があること。死刑が確定した時点で、死刑囚本人と会いたいと思っている面会者と、死刑囚の両方が拘置所長に面会の申し入れをして、そこで却下される場合も結構あります。私の場合は確定前に数年間面会していたので許可されました。面会時間は、30 分までと書いてあるんですけど、大体 10 分から 15 分ぐらいで切られてしまって、横で刑務官がメモをずっと取っているんで、リラックスして話せる感じではないです。刑務官によって違いますけれど。先ほど個別処遇とおっしゃったんですけど、たぶん担当刑務官とちょっとおしゃべりするぐらいで、プログラムなんて一切ないはずで、本を読んだり、手紙を書いたり、と許可されているわずかな選択肢から自分で考え、その日

を過ごしていくみたいな感じではないような感じでした。

●藤本委員 現在は絵を描いたり、習字をしたりする人が結構いるようですね。

●坂上委員 それは個人でやっているだけで、どなたかが来てプログラムをやってくれるなどの処遇ではないと思います。死刑囚本人が個人でやっているだけだと思います。

●井田座長 そこら辺、まだまだ何か問題として指摘するべき点は、何かたくさんありそうな感じがします。お願いします、戸松委員。

●戸松委員 先週に日本宗教連盟で、文化庁の文化論説委員の人たちとの懇談会をやりまして、そのときに実は、教誨師さんが宗教者でなかつ法務省管轄で、そういうことの意味も込めて、会長と事務局長に来ていただいてお話をしたんです。私もいろいろちょっとこの懇話会に入っていてというお話をして、そしたら、例えば私が聞いたかったのは、どのぐらいの死刑確定者の方が、教誨師さんをお願いしたり、どういうふうにしているのかと言ったら、それは全く分からないと、情報公開もされていないと。

ただし、例えばリクエストベースで1人の死刑囚さんと教誨師さんが面会したら、同じ教誨師がずっと最後まで寄り添って付き添うと、リクエストあれば。けども、じゃあどのぐらいの割合で本当に教誨師、日本はあまり特定の信仰を持っている方が少ないですし、本当にそういう意味で、どこまでということをあれしたんですけれども、ですからそれはやはり個別ベースでしか分からなくて、そういうのは何か教えていただけないんですかと言ったら、データすらないということでした。

ただ、やはり教誨師サイドとしては、導きというか、そういうあれが始まったら最後までその教誨師が責任を持って、立ち会ってほしいと言えれば必ず立ち会うということで、全く関係がなくて、そのときだけ拘置所のほうで用意するんですかと言ったら、それも分からないと、どうやって自分が呼ばれているのかも分からないということでした。

ですから、教誨師のこと自体も私たち同じ宗教者でもあまり分からないですし、非常にブラックボックスになっているということですね。

●井田座長 つまり情報公開の問題ということですね。お願いします、片山委員。

●片山委員 ある矯正施設で教誨師の先生に向けて講演をしたことがあって、そのときに、複数で死刑に立ち会ったという教誨師さんと個別にお食事をしました。ただ、やはり先生の言われたように、ずっとお話を聞いて相談に乗って、最後のときも呼ばれて立ち会った。自分は宗教があるけれども、相当辛かった。お二人ともそうおっしゃっていました。同じこの辛さを、他の宗教者に負わせるわけにはいかないということもおっしゃっていました。だから、自分たちは抱えて生きていくんだなみたいなことはおっしゃっていました。

●佐藤委員 今の話とも関係するかと思うんですが、死刑に立ち会った教誨師の方、何人か取材したことがありますが、やはり共通しているのが、宗教者である一方で、殺人に加担してしまったということは否定できないという思いを抱いている方が共通だったわけですね。

あるキリスト教の方はやはり苦しくて、他の方のミサを受けたと。告白してですね。そうでなければ、やはり苦しくてやっつけられない。ただ、他の死刑囚の教誨もしているのだから、その人たちからは辞めないでくれと言われているから、自分は続けているんだけど、刑場でやはり自分が暴れたら1日執行が延びるかもしれないぐらいのことを考えたというんですね。

これは、さっきの執行する側の人権ということと絡んできて、執行にはいろいろな方が関わってくる。それは、刑務官だけではなくて、そういう教誨師もというところで、死刑というものが

いろいろな人のある種、人間性に対する深いところに何かの傷を与えてしまうというところは、事実としてはあると思うんですね。それは執行する側の人権という、刑務官だけではなくて、結構割と大きい概念なのではないかというところは、私も取材していて常々思うところではあります。

●井田座長 執行の際は必ず教誨師さんと呼ぶのですか。本人が希望したときには、ということでしょうか。

●佐藤委員 必ずではなくて、拒否する場合もあるとは聞いたことがあります。

●戸松委員 それで、どういう判断なのかが全然分からないんですね。教誨師同士も知らないということで、そういうお話でした。

●片山委員 いきなり所長さんから、教誨師の先生のところに電話がかかってきて、明後日、時間ありますかということだけだそうです。だから、いきなり教誨師さんも呼ばれる。その「空いていますか」という一言で、執行があるのかということを知るといふふうにおっしゃっていました。

●井田座長 確定者の中で、キリスト教の場合だと、洗礼を受けることを希望したりすることなどはあるのでしょうか。

●戸松委員 大体、実際のいろいろな日本の信仰のことを調べると、やはり日常生活、信仰心を持ってやっているという方は大体10%ぐらいで、5%が新宗教の方で、あと1%がキリスト教で、それで仏教の方たちはあんまりそういうあれはなくて、例えばお坊さんと普段からコンタクトがあって、そういうことがあれば、そういう方に相談をしたり呼ぶことはあると思います。

あるいは、そういう仏教書を読んでいたりと、やはり先祖のこととか、そういうことを考えて手を合わせたりしていることがあれば、呼ぶ可能性はあると思いますけれど、日常的な感じからすると、私は、最初の関わり合いで信頼関係というかそういうものがあれば、おそらく信仰とかに関係なく、一人の人間対人間として信頼をして呼んでお任せしたいというそういうのがあると思いますけれど、仏教だから必ず呼ぶということは、ほとんど私はないような感じがします。それは分からないんですよ、全然分からない。教誨師連盟でも分からないということです。

●井田座長 確定者の中で精神的にちょっと病んでしまうような方がいらっしゃると思うんですが、そういう方に対する精神科の診断とか、治療とか、そこら辺はどうなっているのでしょうか。

●佐藤委員 その辺は全く分からないですが、国会議員を通じて死刑囚の方にアンケートを取ったとき、返ってくる人は半分ですよ。返ってこない人の状況は分からない。返ってきた人も、判読できないような字の人もいるわけで、そういう人たちの精神的な状況は窺い知れると思いますが、面会もほとんどない状態の中で、どういったふうにケアされているかというのは、分からないんじゃないでしょうかね。

●井田香奈子委員 またちょっと話が戻る感じになりますけれども、確定者の処遇といったときに、先ほど坂上さんもおっしゃっていた5人までのリストがあるけれども、これだけ長期間、拘留所にいると、自分も高齢化するけれども、ご家族とかお友達とかも病気になったり亡くなったりして、そのリストをまた5人まで埋めているのか、埋める努力をしているのかというののもちょっと見えにくいところなので、そういう意味では、最終的にすごく孤独な生活になってしまっているということはあるのだと思います。

それが、井田座長が書いてくださったところの長期被収容者、執行意思が放棄されているのではないかというところとも関係してくると思うのですが、死刑確定順のリストを見ると、数十年も死刑確定者として過ごしている方が相当数いて、いろいろな理由があると思うんですね。

れども、執行できない状況になり、その人たちに一応、刑を執行するまで元気な状態でいてもらう責任が結果的に果たされていないということもあると思うので、法務省自身も問われなければいけないところだと思います。この人たちはどういう状況にあるのか、分からないままで良いのでしょうかと疑問を持ちます。早く執行すれば良いと言っているのではなくて、その間のまさに心身の安定、心情の安定というのが図られてない状態があるのではないかと。10年前、再審開始決定に伴い袴田巖さんが釈放された時、妄想の世界にいるご本人の様子に市民は驚いたのではないかなと思うんですね。そういうところとも、何かつながっているのかなと思います。

●井田座長 ありがとうございます。もう寝たきりの状態になっているとか、そういう方も相当いらっしゃるのでしょうか。藤本委員、その点はいかがですか。

●藤本委員 死刑囚に限らず、今、刑務所は高齢化していますので、例えば認知症の疑いのある者は現在、推計値ですが1,200人くらいいますからね。そうでなくても、高齢者で、刑務作業をできない高齢者がたくさんいますから、死刑囚に限らず高齢化していますので、特に死刑囚の場合は、刑務作業もしていませんし、未決と同じ処遇になっていますから、やはり特別な処遇プログラムを施行していませんので、どうしても自由である反面、やはり問題は大きいかもしれませんね。

ただ、死刑囚の認知症がどのくらいあるかという統計はありませんが、今、刑務所で使っている医療費が約50億円です。ついこの前まで60億円かかっていたのですが、刑務所人口が少し減りましたので、50億に減りましたが、やはり医療問題が受刑者に対しての大きな問題として挙がってきているということは事実です。寝たきりの受刑者というのものもあるわけですね。

だから、そのあたりをどうするかという問題がありまして、高齢者処遇を特別に16種類の矯正処遇課程の中で入れて支援していこうという動きがあるわけです。刑務所の中で行う刑務作業のうち基礎的作業、職業訓練の他に機能的作業を設けて、そこで同じように高齢者に対しての就労支援という形でやっていこうということになっています。

実際には、現在でも体育の講師を入れて運動をさせるというようなこともやっていますから、今の刑務所は、いわゆる老人ホームと同じような形になっているという現状があることは否めない事実だと思います。

●井田座長 受刑者であれば、医療刑務所とかイメージできるんですけども、拘置所についてはどうなのでしょう。

●藤本委員 病気のはっきりしている場合、医療刑務所に入れるんですが、そうでない受刑者は各刑務所に収容されています。普通刑務所の受刑者は、年間300万円かかるんですが、医療刑務所に入ると500万円かかるんですね。だから、そういった財政的な問題もありまして、法務省矯正局の予算が2,800億円しかありませんので、これは人件費を含めてですから、やはり今の日本の刑務所の現状というのは、かなり厳しいということを考えなくてはならないだろうと思いますね。

そうは言っても実際に心神喪失で責任無能力で、改めて医療観察に回した場合、無罪になった医療観察の責任無能力者には2,000万円かかっていますから、医療刑務所で500万円、医療観察では2,000万円かかっているのが現実です。国民はあまり知らないと思うんですが、そうした金銭的な面からしても、今は刑務所の人口が減っていますので、収容率が50%切っているところもありますから、何とか持っているのですが、平成4年から、また刑法犯認知件数が上昇傾向になりましたので、刑務所には4年後くらい、タイムラグありますから4年後くらいからまた刑務所

人口は増えてくるだろうと思いますから、あと2年もすれば、刑務所の人口は増加してくるだろうと思います。そうした意味では、高齢者対策、いわゆる老人刑務所を作ろうかというアイデアもあるのですが、実際に実験的に高齢者を収容した刑務所では、バタバタと収容者が亡くなっていくんですよ。だから、府中刑務所のようなところに若者と一緒に高齢者を入れて、作業をさせたほうが長生きをしていますので、やはり高齢者専門の老人刑務所は作れないというのが今の現状なんですね。作ったら、たぶん皆、寝込んでしまって、バタバタ倒れていくだろうと思います。

本来、刑務所の職員は、医療は専門ではありません。彼らはいわゆる保安作業が主な任務です。そのあたり今は、介護に対して大変な労力を使っていますので、このあたりが刑務所の職員を募集してもあまり来ない大きな原因にもなっていますので、どうなるかは今後大きな問題だと思います。

●井田座長 笹倉委員、お願いします。

●笹倉委員 死刑確定者との関係では、心神喪失状態にあると執行ができないはずなんですよ、刑事訴訟法上は。けれど、その心神喪失状態にあるかということ、拘置所と独立した第三者的な医師が本当に診断できているのかとか、いつ診断しているのかとか、あるいは執行に至るまでの間も定期的な診断が行われているかということは、ちょっと私の関係する限りは明示はされていないので、そのあたりも具体的にどうなっているのかということは、調べる必要があるとは思っています。

●井田座長 執行の関係で他にご意見ございますか。執行と執行の手續について、それ以上ご意見がなければ、次の問題は、被害者支援に関して、特に凶悪な犯罪の被害者遺族に対して、どういう配慮、支援が考えられるかについてはいかがですか。こういう特別な支援が考えられるのではないかと。日本にはまだないけど、外国には、こういう方法、こういう支援があるというようなことについて、もしご意見があれば、是非、お願いします。片山委員。

●片山委員 いつか太田先生にも来ていただいて、日本の犯罪被害者支援の現状について語っていただいたんですけども、私自身は率直に言って日本の犯罪被害者支援は、例えば犯罪被害者給付金の給付上限金額についてはそう悪くない水準だろうと思っています。アジア諸国と比較をした場合、そう悪くない数字が示されています。

ただ、現状は結構酷いところもいっぱいあります。例えば計算方法が、ちょっと普通の人では理解ができなくて、例えば私が支援をしている傷害致死の少年事件の場合、実際に給付提示された額が6万円でした。人が亡くなって6万円というのは、私は非常に安いと思います。

それに要する診断書の作成費用、それから依頼をする弁護士さんの費用を考えると、完全に赤字になってしまいます。それは問題ではないかということで、先頃、改正が行われたという報道があって、まだ実際に運用になったかどうかは聞いていませんけれども、私個人としては、警察による被害者支援ではなくて、国による立替制度あるいは、国による被害賠償をしていくのが一番良いのではないかなと思います。

今の被害者支援は、どうなっているのかということなんですけども、早期援助団体として、各都道府県に1つずつ警察がやっている被害者支援団体があります。そこは、一生懸命早期支援をさせていただいているわけですけども、問題もいくつかあって、例えば加害者が見つからない事件、加害者が死んでしまっている事件などのケースは、事実上支援ができていません。

また、死刑事件などについても、被害者支援は非常に脆弱だと言われています。今の基本的な

メニューは、警察などでの事情聴取に対して、被害者が被害感情を述べるお手伝いは十分にしてくれています。

検察庁での事情聴取もちゃんとやっていただいています。裁判の段階も、今は起訴後から支援弁護士が付きまますので、やっていただいています。でも、それで終わりなんです。

裁判の後、誰も支援者がいなくなってしまうと、仕方なく自助団体を被害者の方は皆さん見つけることになります。警察がやっている被害者支援団体の関連団体にも自助団体があって、そこに皆さんが入られて、そこから自分たちはどういう考えをしたら良いのかということをお皆さん悶々と悩んでいらっしゃいます。

私もやっている「あひるの一会」という団体は2000年にできたんですけども、あちこちの被害者支援団体で断られた人がやってきます。話を聞いてみると、まだまだ例えば経済的な援助はもちろんなんですけれども、もっともっと困ってらっしゃることはいっぱいあると思います。

例えばこの間できた心情伝達制度を利用したらどうですか、お手伝いしますよということは、言って差し上げることはできるわけですけども、ではその後、実際に加害者との関係性をどういうふうに見つめていくかということ、非常に難しい課題がいっぱいあると思います。

その答えの一つが、修復的司法だと私は思っているのですが、これも結構大変です。時間もかかりますし、手間もかかりますし、コストもかかります。これは、できれば行政でやっていただいて、民間人がファシリテーターになっていくのが一番良いんじゃないかと思うのですが、現状は理解を示してくださる行政機関がないので、かなり厳しいところがあると思います。

ですから、北欧のように、司法制度の中に修復的司法があらかじめフィックスされているとやりやすいですけども、今は全く任意の状態ですから、被害者が途中で嫌になっちゃったらそれでおしまいになっちゃうし、加害者側も対話に応じたくないと言ったら、それで終わってしまいます。非常に難しい問題がいっぱいあるということです。

●井田座長 ありがとうございます。被害者庁の設置というのは、重要な提案であるかもしれません。

ドイツのように、国が罰金や過料を取ったときに、それを被害者団体に提供するというような国家的援助をしている国があります。そういう国家的な援助のアイデアはありますか。

お願いします。中本委員。

●中本委員 この処罰感情が刑罰との関係でどうなるのかということについては、これまでのヒアリングで、刑罰論の理論からして、必ずしも被害者の処罰感情を和らげるために刑罰があるわけではないということで、これは理論的には、ある一定の結論になっているんですけども、国民世論からするとやはり被害者があれだけ悲惨な目に遭っていることについて、やはり処罰を求めるといふそういう雰囲気が非常に強いわけですね。

これは、やはり支援制度がこれまで不十分だったということもあると思うんです。もちろん、最近、かなり支援制度も改善されて、この間、私、「新あすの会」のシンポジウムに行って、そこでお話を聞くと、やはり被害者の支援給付金ですね。給付金については、最低が300万から1,000万を超えたというそういう報告がありました。かなり政治家の方が動いて、これを実現したという報告がありました。

その時の残された課題は、やはり犯罪被害者庁を設立すると。そこで総合的にこの問題を解決すると。個別にいろいろな省庁に行っているいろいろなことをやるのではなくて、やはりまとまったところで、そこへ行けば、すべて困ったことはいろいろ相談に乗ってくれれば、こういう制度を

作ってくれというのが、かなり強い要望でした。

それから、支援弁護士制度はこれは法律ができましたので、施行はちょっとまだ先なんです。ただ、できましたのでこれもおそらく初期の段階で専門家の支援を受ければ、被害者の遺族が犯罪直後に困ったことを解決できることになるので、これも被害感情とか処罰感情を和らげる効果はあると思うんですね。

ですから、こういう制度を今やっているんだけど、これはまだ不十分だということをやほりこの懇話会の中でも述べるべきだと思います。資料はいくつも私も出しましたので、その資料を基に現状はこうなっている、さらに、こういう不備があるということ、やはりこれは記載しておく必要があると思います。懇話会の意見書が出たときに、必ずこれは政治家も読むわけですね。そうすると、この懇話会では、そういうことも配慮しているんだなということになると、政治家は、いずれにしても国民世論の意向を非常に重視しますので、そういう面から多角的にこの問題は考えているんだなということになると、いよいよもって、例えばこういう公的な機関について、国会に設立してくれというときに、こういうことも考えているということが、ある意味ではプラスの方向に行くのではないかと思いますので、是非これは記載をしていただきたいと思います。

●片山委員 関連ですけれども、私の私見もかなり混じってしまうわけですが、長期的な支援の中で、例えば死刑囚の人との対話も、是非、入れていただきたいと思うんです。なぜかという、被害に遭って悲しい、つらい、様々な状況乗り越えて、被害者は生きていきます。本当のことを知りたいというニーズは必ず残るんですね。

死刑囚の方が執行されてしまうと、誰からも本当のことを聞くことができませんので、是非対話をできる機会を作っていただきたい。その結果として、この人は死刑執行しなくて良いという意見が出たならば、それも重要視していただきたい。つまり、減刑、恩赦とかいろいろな手続は必要になってくるのかもしれないのですけれども、むしろ生きて償ってほしいという選択肢も、是非どこかに入れていただきたいと思います。

●井田座長 ありがとうございます。お願いします、坂上委員。

●坂上委員 被害者のところで言うべきかどうか、ちょっと躊躇しましたが、でもこの間、被害者遺族の中に、公認されないグリーフを経験している人たちがいるという話をした流れで言うと、今回カバーしきれなかったことの一つに死刑囚の家族がいますよね。特に死刑囚の子どもがすごく苦しんでいて、新しい被害者を死刑によって生み出しているということも、どこかでメンションしていただければなと思います。

●井田座長 ありがとうございます。神津委員、お願いします。

●神津委員 すみません、項目を区切って進めているということに遅れてしまいまして、キャッチアップ、リカバリーしていきたいと思うんですが、まず、この被害者遺族の方への支援との関係です。ちょっと時間の関係があるので、私のメモをなぞって発言するのは控えて、絞り込んで申し上げます。今回ヒアリングで実に様々な思いを持っておられる方々の話をお聞きして、片山さんはじめ、いずれも本当に重たい話だったんですけれども、私はやはり本当に申し訳ないなという気持ちでございました。このメモに書いてあるとおりなんです、一方で、海外の先進国の制度、やはり素晴らしい制度を持っているなど。一挙にというのは無理かもしれないけれども、しかし、そういった先進国にできて、我々日本でできないという理由はあるんだろうかということだと思います。

私は、世論調査の結果でもそういうことが出ているんですけども、死刑制度の維持を被害者の方々の感情のためとするのは、あまりにも一方的な決めつけだと思います。これはある意味での、ある意味というか、いろいろな意味での、責任転嫁ではないかと改めて思います。

やはり、そのこのところの哲学が違うから、この海外先進国の制度とやはり大きく違うのかなと思います。当事者の片山さんはじめ、当事者の方々の努力で少しずつ前に進んでいるとはいえ、本質的なこの大きい違いですね。

これは、やはり一人一人の国民も、私もそうだったですし、全然分かっていないわけで、そのこと自体非常に大きい問題であるということを思います。以上です。

●井田座長 ありがとうございます。大体、私個人としてはお聞きしたかったことは、おおよそお聞きできた感じはあります。最後に、執行停止の問題ですが、おそらくここに残られた委員の皆様は、その点について、あまり反対のお考えではないと思いますけれども、設置されるべき会議体において検討している期間については、事実上執行停止をしてほしいというようなことを付け加えることが考えられますね。

●中本委員 執行停止は是非とも言っていただきたいんですね。今日の共通の具体的な提言の中に、公的機関で死刑制度存廃を検討するとなりましたので、林委員が言っているように、存廃である以上は、執行停止はリンクしないんだという意見もありましたけれども、やはり廃止をする可能性がある議論をしている時に、それに先駆けて、死刑を執行することは矛盾しているとは私は思うので、やはりこれは、死刑の執行停止を特に強く各論のところでは言うべきだと。これは、全会一致にならないかもしれませんが、やはり多数意見として、是非これを入れていただきたいと思います。

ただ、具体的に、ではどういうやり方をするのかということもあると思うんですが、林委員が言うように、執行停止法作らなければ停止できないという考え方もありますけれども、私は必ずしもそうではなくて、事実上、これは停止することは可能ではないかと。例えば、国会でこういう協議をする機関ができた時に、その時の最初の申合せの中に、死刑執行については、しばらく停止するというようなことを合意するとか、あるいはこういうものが国会にできるということになった時に、必ず内閣総理大臣なり、官房長官なりが談話を発表するだろうと思うんですね。その談話の中において、こういうものを作って審議をしている間は、死刑執行については慎重に行うとか、停止するという談話をに入れてもらうとか、そういうやり方によって、事実上執行停止はできるのではないかと考えていますので、必ずしも、執行停止法に限らないと。それをやることになれば、これはものすごい時間がかかって、本論よりも執行停止法案のほうにばかり時間が取られてしまって、何をやっているか分からんことになってしまいますので、そういうやり方でない具体的なやめ方についても、やはり提言していく必要があるのではないかと思います。

●井田座長 ありがとうございます。この点、特にございますか、神津委員。

●神津委員 先ほど申し上げたようなことなので、他の項目についてもいろいろ整理、メモさせていただいているので、扱いは議事録等の整理の時に、またご相談、ご配慮いただければと思います。その上で数点のみ絞って申し上げます。先ほど藤本委員からもありましたけれども、世論調査の問題、これはやはり非対称性、誘導尋問的性格というのは極めて問題だということがあると思います。

それと、私はこのメモの3ページに書いた貧困格差、家庭環境の問題についてということで、私も生まれながらの殺人鬼がこの世に存在しているとは思わないんですね。これは、先ほどいう

いろ俎上に上げられていましたけれども、今回、拘禁刑が導入されているということで、教育刑としての性格、片山委員からもご指摘ありましたけれども、やはり大きく考え方を変えている中で、死刑囚の人権の問題ということがどう扱われているのかと。あるいは冤罪の可能性、人質司法がいまだにまかり通っている現状の中で、新しい冤罪が生まれる可能性がやはり残っていると。

いろいろ触れましたけれども、諸々ある中で、国会でそういう場を持つということにおいて、問題があるからこそ、そういった検討の場が設置されるということであれば、それはやはりそういう問題があるということを知った上で、なおも死刑執行がまかり通るといのはどう考えても、これは矛盾を抱えるわけですから、やはり執行停止が国会から、具体的に表明されるということは、当然あってしかるべきではないかなと思います。

●井田座長 ありがとうございます。それでは、他に、特にこの際、どの論点についてでも構いませんので、もし言い残したことがございましたら、是非ご発言をお願いします。どうぞ、中本委員。

●中本委員 座長の質問とちょっと答えが違ってくるんですけども、私は総論部分において、是非とも言っていただきたい、冒頭にも言いましたけれども、やはりこれは国連憲章の問題であるとか、国連の人権理事会での問題、その関わりと、それから日本国憲法の問題をやはりきちんと捉えた上で、これが死刑制度の存廃はそういうものに関わってくるということ、是非総論の部分で座長のほうで起案をしていただきたい。

もうおそらく頭の中には入っておられるんだと思いますけれども、これを書くことが座長が言っている国際的に評価されるような意見書にしたいということであれば、おそらくこういうことを書かない限りは、何だ、またこんな細かいことばかりやっているのかと、こうなってしまうので、是非それは大きく捉えていただいて、その部分を書いていただきたい。総論部分ですね。それをお願いしたいと思います。

●井田座長 お願いします、どうぞ、戸松委員。

●戸松委員 私も一番関心があるのは、やはり国際的な視点で、やはりこのグローバルズムで国際社会の中で生きていくには、当然国際社会の一般的な価値観ですね。そういうものを重視していかなければいけなくて、特に、実は死刑の問題というのは、死刑だけ単独であるのではなくて、命の尊厳という点で宗教者は考えますから、そうすると、当然終末期の問題だったり、脳死・臓器移植、そういういろいろなところに関連してくるんですね。

そういう中で、最近、実はこの7月に広島で世界宗教者平和会議が開催され、一応ホストになって、バチカンからの「ローマコール」という、バチカンがAIの利用に関して、国際的な倫理基準を作ると、それを法制化するということで、EUでは法制化されました。ただし、今まで2回やっても、2回ともヨーロッパとキリスト教、それからイスラム教の関係者しか参加していなくて、サインもなくて、アジアの宗教者が誰もサインがないということで、日本で象徴的な広島ですね、そういう科学技術が最初に、その当時の最先端の技術が使われたのは兵器になって、そういう場所でやりたいということでやった時に、結局サインをすると制約がかかるんですね。いろいろな意味で。

それに、実はMicrosoftのCEOのブラッド・スミスという人も来ましたし、CiscoのCEOはバチカンに行ってサインしていますし、IBMも会議に参加して、通常と違うのはそういうビッグネームの人は、大概、自分のスピーチが終わると帰るんですけど、3人とも最初の日から最後の日まで朝から晩までいて、議論にも全部参加をして、参加者の宗教者ともコミュニケーションをと

っていました。そういう意味では国際的には例えばそういう AI の、特に兵器利用ですね、そういうものに関しては、そういう一つの具体的な行動基準になって、アジアの宗教はサイドをとらない。仏教では中道と言って、いつもそうやってきたんですけども、今回は世界仏教徒連盟の会長が来てサインしましたから、そうすると中国仏教会も入っていますし、全日本仏教会も入っていますし、私たちが直接しなくても、仏教会は一応ローマコールには賛同しているということになります。

そういうのが、やはり潮流として少しずつ変わってきていますので、そういう意味では、やはり国際的に宗教会も今までみたいにあんまり玉虫色ではなくて、宗教の信念に沿って大事なものに関しては、きちっと意見表明をしていくという流れになってきています。私は個人的にはこの死刑の問題は、やはりそれぞれの宗教が、命の尊厳からするとどの宗教、イスラム教にしても、基本的にはやはり合理性はないと思っているので、いずれ近い将来、おそらく何らかの形で私はこれを存続していくのは、日本はそういう意味では非常に厳しいと思っていますから、そういう意味では国際的な、それはやはり日本の国益にも、そうすると一般の人々の生活の公益にもすごく関係することなので、それははっきりと私は述べたほうが良いかなと思っています。

●井田座長 どうぞ、中本委員。

●中本委員 各論の中で先ほどから出ているんだろうと思いますけれども、情報公開の問題と世論の問題ですね。世論のところでは問題点があることが指摘されると思うんですが、やはりその前提として情報の公開ができていないことが、今の8割の「やむを得ない」というところに繋がっていると私は理解しているので、やはりこの実態を明らかにする情報の公開を求めるということは、本当は、私は主文に入れてほしかったんですけど、それはどうも入りそうになかったので、是非ともこれは下の問題として入れていただきたい。

それから、おそらく代替刑の問題も、これは正論ではないけれども、代替刑があることによって世論が変わってくるのではないかということ、これは世論調査にも出ていますから、だからこれもやはり代替刑の必要性のところは、世論との関係で、やはり触れるべきではないかと思っています。

●井田座長 それでは、他にございますか。どうぞ、片山委員。

●片山委員 刑務所では、第三者委員会として、視察委員会というのがありますよね。死刑執行について、第三者委員会というのはないんでしょうか。そういう発想はないんでしょうか。どなたか詳しい方がいたら教えていただきたいんですけど。つまり、この執行は正しかったのか。そうでなかったのか。手続が妥当だったのか。

●笹倉委員 聞いたことはないですね。拘置所自体には、刑事施設視察委員会もありますけれども、死刑執行そのものについてはないと思います。

●片山委員 是非入れるべきではないでしょうか。反対だから入れる必要がないと言われれば、

●中本委員 国家権力に関することなので、第三者委員会というものがあって、それは意見を言えるかもしれないけれど、言ってみれば、この懇話会も第三者なので、提言する意見がそういうものでもあるかもしれないんですけど。だから、具体的に、どういうイメージを持つのか、ちょっと分からないですけど。

●片山委員 つまり、誰かが執行されたとするならば、その執行が妥当だったのか、指揮命令系統、それから処遇、執行されてしまった人の人権も含めて、果たしてその人が執行されるべき人であったのか、そうでなかったのか。被害者の意見を聞いたのか、聞かなかったのか。その判断

は妥当だったのかということ第三者委員会がチェックするということです。

●**中本委員** 誤判の場合、なぜこんなことになったのかを検証すべきだという意見は、昔、出たことがあるんですが、これについては司法権の独立という問題があって、それについては、やはりそれ以上は議論が進まなかった記憶があります。

●**佐藤委員** それをもし実現をするとしたら、例えばアメリカのように執行にマスコミが立ち会える、報道が立ち会えるというような意味と同じですか。

●**片山委員** そうです。

●**佐藤委員** それは情報公開の中に、執行の透明性というところで、報道なり第三者の立会いも認めるべきというのは、議論としては大いにあるとは私も思いますし、私もそうすべきだと思います。

●**井田座長** どうぞ、神津委員。

●**神津委員** まだ、話が續いていたんですね。私のメモの最後のほうにも書いているんですけど、政治のリーダーシップを求めたいということは是非言及していただきたいと思うんですね。かつて、国会でも議論がされたと、かなり押し迫った議論もされたということなんですけれども、結局、何もできなかったというそういうことがあるので、これは同じ轍は絶対に踏まないでほしいと思います。いろいろな課題に対して、きちんと結論を出してできることをちゃんと進めるといって政治のリーダーシップを求めたいと思います。

●**中本委員** どうしても言っていたきたいのは、政治家のリーダーシップについてですね。やはり書いていただきたいわけです。どこの廃止国も、政治家のリーダーシップによって廃止されているわけですから、そういうことも知らない人がいっぱいいますので、そういうような政治家のリーダーシップによって、廃止国はほとんど全部がそうだということ。

ですから、日本においてもそういう政治家のリーダーシップをとらなければいけない。取らなければいけない問題はそれだけではなくて、外交上の問題でも国益を害していることもよく分かっているはずなんです。そういうことを分かっている、外交をつかさどった政治家などはよく分かっているわけですから、そうすると死刑制度がそういう外交上に障害となっているところを十分分かっている以上は、これを是非とも政治家のリーダーシップによって障害を取り除くべきだということ強く書いていただきたいと思います。

●**井田座長** 他にございますか。どうぞ、井田香奈子委員。

●**井田香奈子委員** すみません。さっき、佐藤さんがお話しされていたことなんですけれども、やはり人の、人間の関与なしには、死刑の執行ができないというところで言うと、実際の刑務官の人にかかってくる負担というのは、かなり重いものがあると思います。前回、泉井さんがおっしゃっていた時には、命令されたら基本的に従う、執行関連業務に関わる、ということでしたけれども、それは泉井さんがご存じの範囲内ということであって、何が起きているのかということのも、私たちには見えないところです。法務省によると、もし命令を拒否したら、義務違反になりますから懲戒処分ということもないわけではないかもしれない。関わった職員の人たちのメンタルヘルスということは考えていらっしゃるというようなことではありますが、実際にそういう、極めて非日常的な業務なので、それを実際に遂行したときに、何が自分の身体と心に起きるのかというのは、誰も想像できないことだと思うので、そういうことを公務員の人にさせていて良いのだろうかというところで言うと、やはり何か持続可能性がない制度だと思わざるを得ないところがあります。

もう一つ、今日、刑務官の方の働き方の話も出ましたけれども、大方はやはり生きて、社会に戻る人を支援する、それが矯正職員の本務だと思うんですけれども、結果的にこういう業務が限られた一部の側面ではあるけれども存在するということが、死刑制度を受け入れられない人が職員になることを排除しているということに、結果的にはなってしまうと思いますので、そういう意味でも多様な考え方を持つ職員がいる組織であることが、特に行刑部門の役割を考えると大事なことかと思しますので、考え直していかなければいけないのかなと、そういうあたりの言及もあると良いかなと思いました。

●井田座長 ありがとうございます。それでは、いろいろとご意見をお伺いできたので、このぐらいで閉会としたいと思います。川村事務局長、今後の予定について、ご案内いただけますでしょうか。

(2) その他

●川村事務局長 皆様、長時間ありがとうございました。それで、懇話会の会議自体は従前お伝えしているとおり、10月18日の一応3時ということで予定をさせていただきたいのですが、今日、主文をどうするかというところも一文字一文字確定しているわけではありませんし、それから理由の部分もまだ文書でお示しできていないというところもありますので、それを皆さんにご検討いただく機会は必要だろうと思っております。

文字にしたものを、皆さん今までどおりメールでご連絡をして、目を通していただくということはもちろんするんですが、やはりそれだけではちょっと足りないだろうというご意見もお聞きしておりますので、正式な懇話会の会議ということではなくて、準備会的なものとして、オンラインで皆さんのご意見を聞く機会を設けたらどうかと考えております。

今からの調整ですから、1回に全員ということはいかないかもしれませんが、ちょっとこれから座長のご都合を前提として、2回ぐらい期日を設けたいなと思っておりますが、そういう方向でよろしいでしょうか。

(以下、日程調整につき省略)

●井田座長 今日は、これで閉会といたします。長時間にわたり、ありがとうございました。皆様のスタミナには驚きました。ありがとうございました。

(第10回終了)